

平成30年度 私立短期大学経理事務等研修会
平成30年 11月7日～11月9日
さいたま市「ラフレさいたま」

D-1

D. 学校法人会計基準と財務分析の基礎知識 —管理職のための財務の見方①—

主催：一般財団法人 私学研修福祉会

協力：日本私立短期大学協会

管理職のための財務の見方～中長期計画と財務戦略～ 1

平成30年11月7日(水)～11月8日(木)
平成30年度 私立短期大学経理事務等研修会



目次

| | |
|--------------------|-----|
| 1. 職員力の向上 | P2 |
| 2. 中長期計画と財務状況等の把握① | P11 |
| 3. 学校法人会計 | P31 |
| 4. 中長期計画と財務状況等の把握② | P81 |

職員力の向上

2

職員力の向上

平成28年3月31日、平成29年3月31日
文科省から通知が…

大学設置基準等の一部を改正する
省令の公布について（通知）

27文科高第1186号
28文科高第1248号

3

27文科高第1186号 (概略)

今回の改正は大学等がその使命を十全に果たすためには、その運営についても一層の高度化を図ることが必要であることを踏まえ、すべての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（SD）の機会を設けるなどを求めるものです。

4

○文部科学省令第十八号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

大学設置基準等の一部を改正する省令
(大学設置基準の一部改正)

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十二条の三」に改める。

第九章中第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(研修の機会等)

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(中略)

第四条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十五条の三」に改める。

第九章中第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(研修の機会等)

第三十五条の三 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十一条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

5

教職協働の取組

28文科高第1248号

(概略)

今回の改正は、大学が行う業務が複雑化・多様化する中、大学運営の一層の改善に向けては、事務職員・事務組織等がこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮する必要があること、また、大学教員を取り巻く職務環境の変化も踏まえ、教員・事務職員等の垣根を越えた取組が一層必要となっており、各大学が、教員と事務職員等とが連携協力して業務に取り組む重要性を認識し、教職協働の取組を進めていく必要があることから、大学の事務組織に係る規定の改正及び教職協働に係る規定の新設等を行う

6

○文部科学省令第十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第一章第二条の二の次に次の一条を加える。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第四十一条中「処理する」を「遂行する」に改める。

第五十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（中略）

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

7

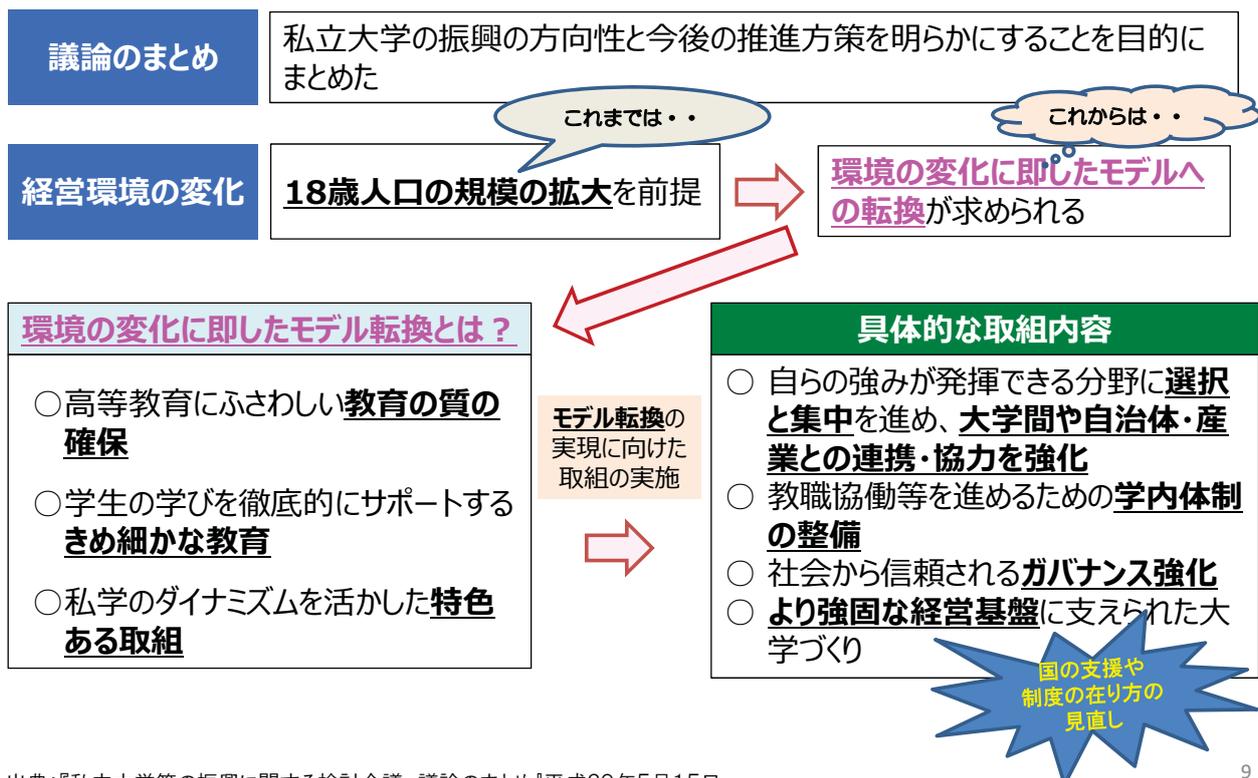
職員力の向上と教職協働の取組

(ポイント)

- ① 職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること（第42条の3（新設）等）
- ② 事務組織に係る「事務を処理するため」との規定を「事務を遂行するため」と改める（第41条）
- ③ 大学の教員と事務職員等の適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする（第2条の3）

8

(参考) 私立大学等の振興に関する検討会議議論のまとめ



9

(参考) 私立大学等の振興に関する検討会議議論のまとめ

4. 今後の私立大学振興の方向性

(2)私立大学の経営力の強化について

<中長期的なビジョンの策定と実現に必要な取組について>

- 各私立大学が困難な時代においても安定した経営を行うためには、中長期的な見通しを持った経営が必要であるが、私学事業団の調査によれば中長期計画を策定する法人は、大学法人で約6割、短期大学法人で5割強に留まっている。各法人の強み・弱みを踏まえ、中長期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な将来ビジョンの検討・策定が必要である。
- また財政的な裏付けのある中長期的なビジョンの実現のためには、理事長ら一部の経営陣だけではなく、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていくことが必要である。特に小規模の学校法人などでは、事務の人材が不足することがあるが、改革のためには教職協働の観点から職員の人材養成・確保など職員の役割を一層重視することが重要である。また、経営陣と教職員がビジョンを共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど、法人全体の取組となることが求められる。

出典：『私立大学等の振興に関する検討会議 議論のまとめ』平成29年5月15日

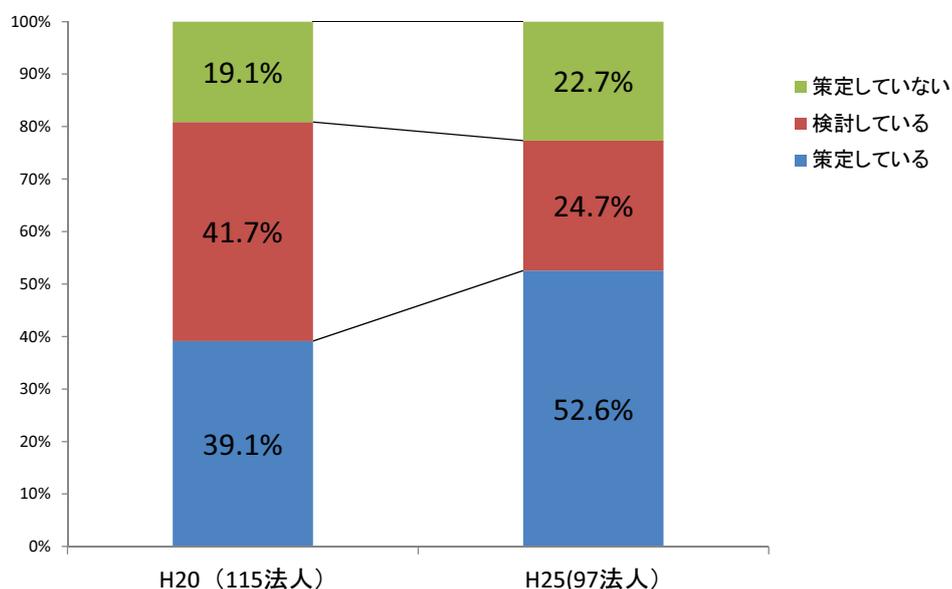
10

中長期計画と財務状況等の把握 ①

11

中長期計画について

アンケートから見る中長期計画の策定(短期大学法人)



「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告(私学経営情報第26・30号)より

12

中長期計画と財務状況の把握

(1) 経営体制の安定と財政基盤の充実

- ・ ガバナンスの確立
- ・ 建学の精神、教育理念、将来像の再構築
- ・ 学内組織の役割の明確化
- ・ 全教職員でのミッションとビジョンの共有化



13

中長期計画と財務状況の把握

(2) 学校の状況の把握

- ・ 学校で何が起きているのかの把握
- ・ 経営者の視点で考える
- ・ 数字の理解で見えてくるもの
- ・ 財務の把握から自分のすべきこと

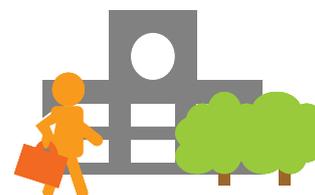


14

中長期計画と財務状況の把握

(3) 現状把握から始める

- ・ 私立学校を取り巻く状況
- ・ 財務状況の把握
- ・ 自己点検、評価の実施



(4) 財務の知識の必要性

- ・ 経営分析、財務分析の活用

(5) 夢を実現させるために(計画立案・分析)

- ・ 中長期計画(経営改善計画)の策定
- ・ PDCAサイクルの活用

15

経営の現状分析

最初にすることは？

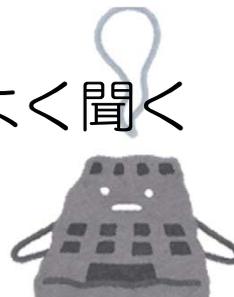


16

経営困難に陥る原因!?



- ワンマン経営者で全てがトップダウン
- 学生・生徒数が減少している
- 人件費が高い
- 経営者が周りの意見をよく聞く
- 学部やコースが多い
- 借金が多い



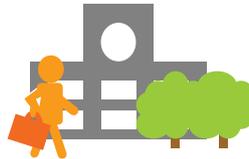
17

経営の現状分析

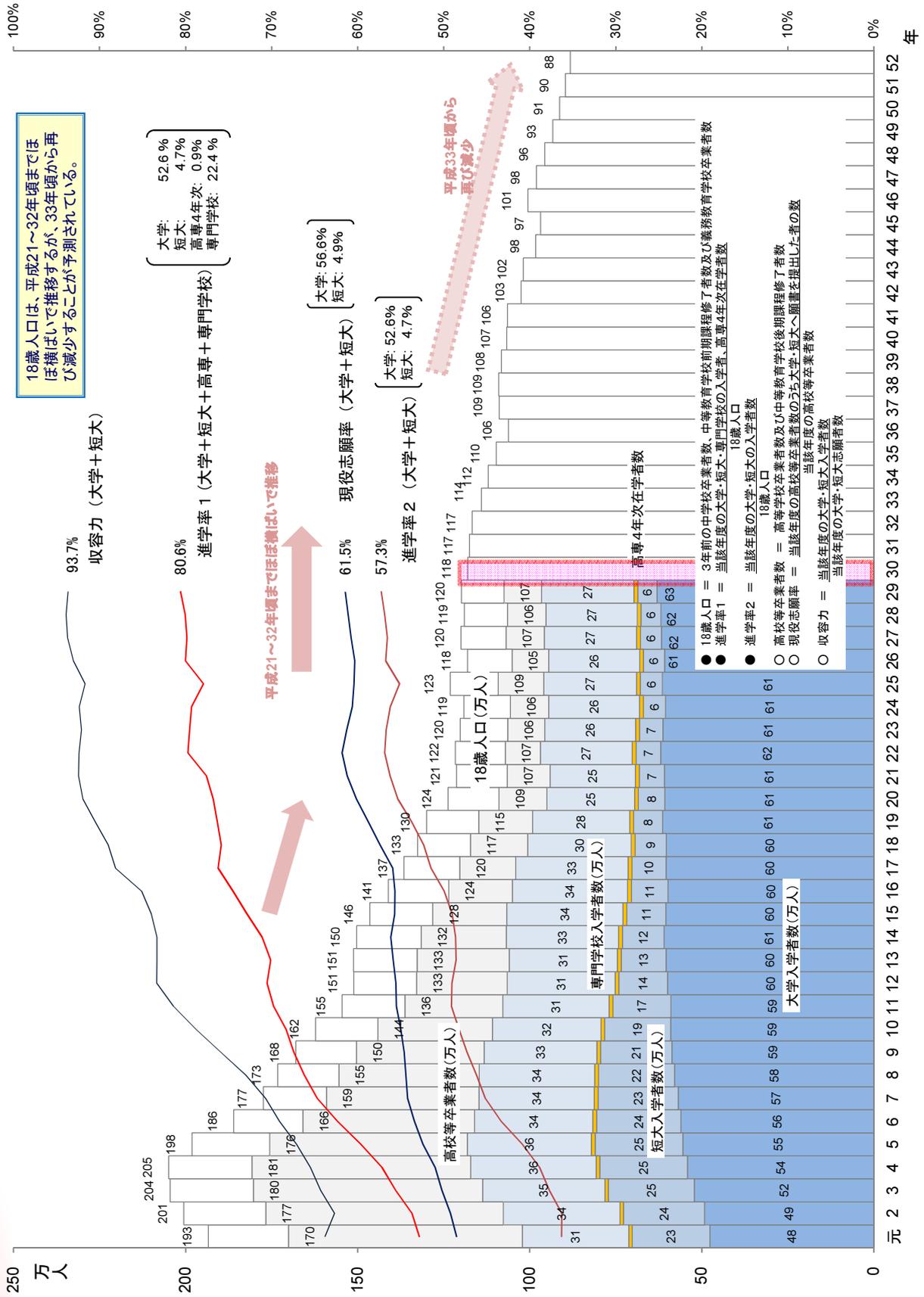
1. 経営結果としての数値を的確にとらえる
2. 数値の原因を経営活動に照らし合わせる
3. 数値で分からない事に踏み込んで経営実態を考える。



- ・定量的な分析！(1,2)⇒
- ・定性的な分析！(3)⇒



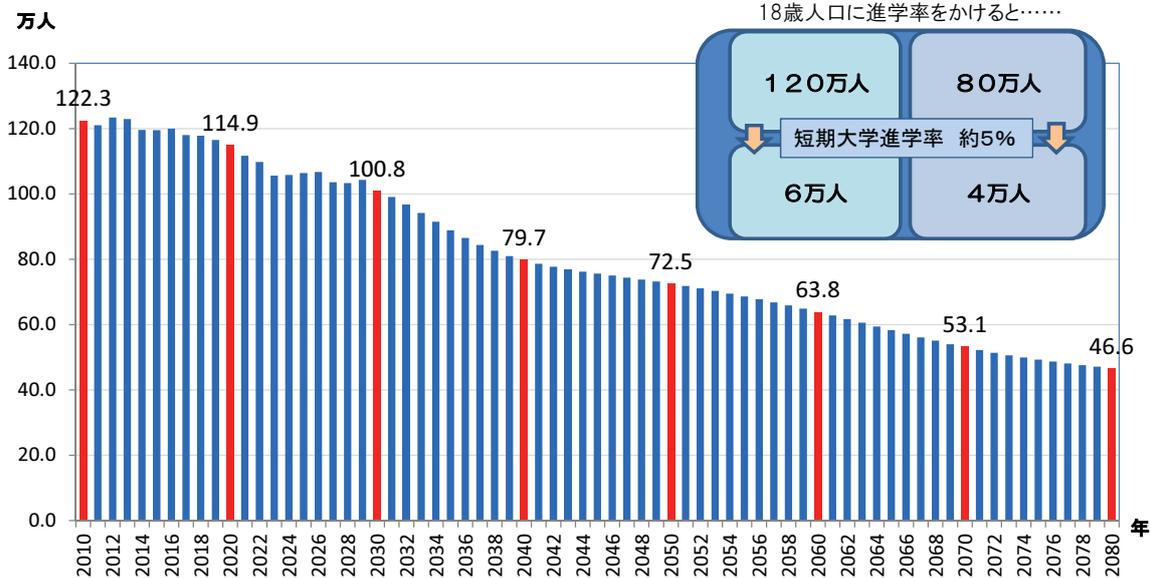
18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典：文部科学省「学校基本調査」（平成29年度）、平成42年以降は国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口」を基に作成

18歳人口と進学率の推移

2010（H22）の18歳人口は、122.3万人。中位推計ではあるが、大きく傾向をとらえると、2040年以降は、1年毎に1万人減少するとみている。



2014年以前は、総務省統計局 各年の10月1日現在人口、
2015年以降は、国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成24年1月推計(出生中位(死亡中位))
より作成

平成30年度 入学志願動向

| 30年度 | 29年度 | 増減 | |
|-------------------|--------------|--------------|-------------------|
| 集計学校数 | 301校 | 304校 | △ 3校 |
| 入学定員 | 58,161人 | 59,116人 | △ 955人 (△ 1.6%) |
| 志願者 | 75,629人 | 78,338人 | △ 2,709人 (△ 3.5%) |
| 受験者 | 73,494人 | 76,130人 | △ 2,636人 (△ 3.5%) |
| 合格者 | 61,904人 | 64,244人 | △ 2,340人 (△ 3.6%) |
| 入学者 | 51,214人 | 53,389人 | △ 2,175人 (△ 4.1%) |
| 志願倍率 | 1.30倍 | 1.33倍 | △ 0.03ポイント |
| 合格率 | 84.23% | 84.39% | △ 0.16ポイント |
| 歩留率 | 82.73% | 83.10% | △ 0.37ポイント |
| 入学定員充足率 | 88.06% | 90.31% | △ 2.25ポイント |
| 入学定員充足率100%未満の学校数 | (70.4%) 212校 | (67.1%) 204校 | 8校 |

志願倍率=志願者÷入学定員、合格率=合格者÷受験者、歩留率=入学者÷合格者、入学定員充足率=入学者÷入学定員

入学定員充足率の分布推移（平成26～30年度）

(単位：学校数)

| 入学定員充足率の区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---------------|------|------|------|------|------|
| 150%以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 140%以上 150%未満 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 130%以上 140%未満 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 120%以上 130%未満 | 11 | 19 | 14 | 12 | 14 |
| 110%以上 120%未満 | 36 | 33 | 25 | 32 | 26 |
| 100%以上 110%未満 | 65 | 70 | 64 | 52 | 49 |
| 90%以上 100%未満 | 57 | 62 | 59 | 45 | 51 |
| 80%以上 90%未満 | 57 | 40 | 57 | 64 | 53 |
| 70%以上 80%未満 | 44 | 49 | 39 | 39 | 47 |
| 60%以上 70%未満 | 23 | 18 | 27 | 33 | 29 |
| 50%以上 60%未満 | 10 | 14 | 15 | 14 | 16 |
| 40%以上 50%未満 | 9 | 7 | 8 | 5 | 10 |
| 30%以上 40%未満 | 4 | 2 | 2 | 3 | 5 |
| 20%以上 30%未満 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 20%未満 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 320 | 315 | 311 | 304 | 301 |

22

(参考) 学科系統別の入学志願動向

| 区 分 | 年 度 | 集計 学科数 | 入学定員 | 志願者 | 受験者 | 合格者 | 入学者 | 志願倍率 | 合格率 | 歩留率 | 入学定員 |
|-----|-----|-----------|---------|----------|----------|----------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | | | A | B | C | D | E | B/A | D/C | E/D | 充足率 |
| | | 学科 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 倍 | % | % | % |
| 保健系 | 26 | 50 | 4,204 | 8,614 | 8,224 | 5,130 | 4,199 | 2.05 | 62.38 | 81.85 | 99.88 |
| | 30 | 42 | 3,540 | 5,498 | 5,326 | 4,144 | 3,335 | 1.55 | 77.81 | 80.48 | 94.21 |
| | 増減 | △ 8 | △ 664 | △ 3,116 | △ 2,898 | △ 986 | △ 864 | △ 0.50 | 15.43 | △ 1.37 | △ 5.67 |
| 農工系 | 26 | 28 | 2,605 | 4,483 | 4,359 | 2,858 | 2,328 | 1.72 | 65.57 | 81.46 | 89.37 |
| | 30 | 21 | 1,885 | 2,624 | 2,543 | 1,916 | 1,589 | 1.39 | 75.34 | 82.93 | 84.30 |
| | 増減 | △ 7 | △ 720 | △ 1,859 | △ 1,816 | △ 942 | △ 739 | △ 0.33 | 9.77 | 1.47 | △ 5.07 |
| 人文系 | 26 | 56 | 5,760 | 9,364 | 9,178 | 7,953 | 5,065 | 1.63 | 86.65 | 63.69 | 87.93 |
| | 30 | 43 | 4,345 | 9,252 | 8,745 | 6,485 | 4,670 | 2.13 | 74.16 | 72.01 | 107.48 |
| | 増減 | △ 13 | △ 1,415 | △ 112 | △ 433 | △ 1,468 | △ 395 | 0.50 | △ 12.49 | 8.32 | 19.55 |
| 社会系 | 26 | 74 | 6,400 | 7,420 | 7,246 | 6,200 | 5,159 | 1.16 | 85.56 | 83.21 | 80.61 |
| | 30 | 69 | 5,680 | 8,368 | 8,205 | 6,168 | 5,175 | 1.47 | 75.17 | 83.90 | 91.11 |
| | 増減 | △ 5 | △ 720 | 948 | 959 | △ 32 | 16 | 0.31 | △ 10.39 | 0.69 | 10.50 |
| 家政系 | 26 | 125 | 13,005 | 17,064 | 16,762 | 14,033 | 10,986 | 1.31 | 83.72 | 78.29 | 84.48 |
| | 30 | 117 | 11,105 | 13,316 | 12,864 | 11,747 | 9,291 | 1.20 | 91.32 | 79.09 | 83.67 |
| | 増減 | △ 8 | △ 1,900 | △ 3,748 | △ 3,898 | △ 2,286 | △ 1,695 | △ 0.11 | 7.60 | 0.80 | △ 0.81 |
| 教育系 | 26 | 200 | 23,570 | 34,952 | 34,330 | 27,141 | 23,452 | 1.48 | 79.06 | 86.41 | 99.50 |
| | 30 | 196 | 23,226 | 25,551 | 25,025 | 22,362 | 19,602 | 1.10 | 89.36 | 87.66 | 84.40 |
| | 増減 | △ 4 | △ 344 | △ 9,401 | △ 9,305 | △ 4,779 | △ 3,850 | △ 0.38 | 10.30 | 1.25 | △ 15.10 |
| 芸術系 | 26 | 29 | 2,720 | 2,558 | 2,520 | 2,435 | 2,093 | 0.94 | 96.63 | 85.95 | 76.95 |
| | 30 | 28 | 2,510 | 2,812 | 2,776 | 2,487 | 2,209 | 1.12 | 89.59 | 88.82 | 88.01 |
| | 増減 | △ 1 | △ 210 | 254 | 256 | 52 | 116 | 0.18 | △ 7.04 | 2.87 | 11.06 |
| その他 | 26 | 49 | 6,400 | 8,924 | 8,780 | 6,923 | 5,279 | 1.39 | 78.85 | 76.25 | 82.48 |
| | 30 | 45 | 5,870 | 8,208 | 8,010 | 6,595 | 5,343 | 1.40 | 82.33 | 81.02 | 91.02 |
| | 増減 | △ 4 | △ 530 | △ 716 | △ 770 | △ 328 | 64 | 0.01 | 3.48 | 4.77 | 8.54 |
| 合計 | 26 | 611 | 64,664 | 93,379 | 91,399 | 72,673 | 58,561 | 1.44 | 79.51 | 80.58 | 90.56 |
| | 30 | 561 | 58,161 | 75,629 | 73,494 | 61,904 | 51,214 | 1.30 | 84.23 | 82.73 | 88.06 |
| | 増減 | △ 50 | △ 6,503 | △ 17,750 | △ 17,905 | △ 10,769 | △ 7,347 | △ 0.14 | 4.72 | 2.15 | △ 2.50 |

23

(参考) 規模別の入学志願動向

| 1校当たり 入学定員の区分 | 年度 | 集計 学校数 | 入学定員 | | 志願者 | | 受験者 | | 合格者 | | 入学者 | | 志願倍率 | | 合格率 | | 歩留率 | | 入学定員 充足率 | |
|------------------|----|-----------|---------|----------|----------|----------|---------|--------|--------|--------|--------|--|------|--|-----|--|-----|--|-------------|--|
| | | | A | B | C | D | E | B/A | D/C | E/D | E/A | | | | | | | | | |
| 100人未満 | 26 | 42 | 2,780 | 4,142 | 3,992 | 2,804 | 2,396 | 1.49 | 70.24 | 85.45 | 86.19 | | | | | | | | | |
| | 30 | 42 | 2,841 | 4,239 | 4,169 | 2,764 | 2,380 | 1.49 | 66.30 | 86.11 | 83.77 | | | | | | | | | |
| | 増減 | 0 | 61 | 97 | 177 | △ 40 | △ 16 | 0.00 | △ 3.94 | 0.66 | △ 2.42 | | | | | | | | | |
| 100人以上 150人未満 | 26 | 67 | 7,495 | 9,637 | 9,435 | 7,964 | 6,772 | 1.29 | 84.41 | 85.03 | 90.35 | | | | | | | | | |
| | 30 | 68 | 7,530 | 8,741 | 8,614 | 7,769 | 6,506 | 1.16 | 90.19 | 83.74 | 86.40 | | | | | | | | | |
| | 増減 | 1 | 35 | △ 896 | △ 821 | △ 195 | △ 266 | △ 0.13 | 5.78 | △ 1.29 | △ 3.95 | | | | | | | | | |
| 150人以上 200人未満 | 26 | 65 | 10,689 | 13,911 | 13,696 | 11,874 | 9,840 | 1.30 | 86.70 | 82.87 | 92.06 | | | | | | | | | |
| | 30 | 66 | 10,945 | 11,751 | 11,524 | 10,459 | 8,993 | 1.07 | 90.76 | 85.98 | 82.17 | | | | | | | | | |
| | 増減 | 1 | 256 | △ 2,160 | △ 2,172 | △ 1,415 | △ 847 | △ 0.23 | 4.06 | 3.11 | △ 9.89 | | | | | | | | | |
| 200人以上 250人未満 | 26 | 55 | 11,785 | 14,588 | 14,269 | 11,797 | 10,022 | 1.24 | 82.68 | 84.95 | 85.04 | | | | | | | | | |
| | 30 | 50 | 10,800 | 14,125 | 13,798 | 11,155 | 9,531 | 1.31 | 80.85 | 85.44 | 88.25 | | | | | | | | | |
| | 増減 | △ 5 | △ 985 | △ 463 | △ 471 | △ 642 | △ 491 | 0.07 | △ 1.83 | 0.49 | 3.21 | | | | | | | | | |
| 250人以上 300人未満 | 26 | 30 | 8,070 | 9,551 | 9,352 | 8,303 | 7,133 | 1.18 | 88.78 | 85.91 | 88.39 | | | | | | | | | |
| | 30 | 27 | 7,145 | 8,422 | 8,287 | 7,353 | 6,517 | 1.18 | 88.73 | 88.63 | 91.21 | | | | | | | | | |
| | 増減 | △ 3 | △ 925 | △ 1,129 | △ 1,065 | △ 950 | △ 616 | 0.00 | △ 0.05 | 2.72 | 2.82 | | | | | | | | | |
| 300人以上 350人未満 | 26 | 29 | 9,050 | 12,282 | 12,087 | 10,148 | 8,433 | 1.36 | 83.96 | 83.10 | 93.18 | | | | | | | | | |
| | 30 | 25 | 7,845 | 8,916 | 8,843 | 8,253 | 7,027 | 1.14 | 93.33 | 85.14 | 89.57 | | | | | | | | | |
| | 増減 | △ 4 | △ 1,205 | △ 3,366 | △ 3,244 | △ 1,895 | △ 1,406 | △ 0.22 | 9.37 | 2.04 | △ 3.61 | | | | | | | | | |
| 350人以上 400人未満 | 26 | 14 | 5,140 | 9,158 | 8,985 | 5,943 | 4,391 | 1.78 | 66.14 | 73.89 | 85.43 | | | | | | | | | |
| | 30 | 8 | 2,940 | 4,491 | 4,388 | 3,568 | 2,626 | 1.53 | 81.31 | 73.60 | 89.32 | | | | | | | | | |
| | 増減 | △ 6 | △ 2,200 | △ 4,667 | △ 4,597 | △ 2,375 | △ 1,765 | △ 0.25 | 15.17 | △ 0.29 | 3.89 | | | | | | | | | |
| 400人以上 500人未満 | 26 | 7 | 3,060 | 5,309 | 5,142 | 3,964 | 2,930 | 1.73 | 77.09 | 73.92 | 95.75 | | | | | | | | | |
| | 30 | 9 | 3,910 | 5,332 | 5,175 | 4,562 | 3,609 | 1.36 | 88.15 | 79.11 | 92.30 | | | | | | | | | |
| | 増減 | 2 | 850 | 23 | 33 | 598 | 679 | △ 0.37 | 11.06 | 5.19 | △ 3.45 | | | | | | | | | |
| 500人以上 | 26 | 11 | 6,595 | 14,801 | 14,441 | 9,876 | 6,644 | 2.24 | 68.39 | 67.27 | 100.74 | | | | | | | | | |
| | 30 | 6 | 4,205 | 9,612 | 8,696 | 6,021 | 4,025 | 2.29 | 69.24 | 66.85 | 95.72 | | | | | | | | | |
| | 増減 | △ 5 | △ 2,390 | △ 5,189 | △ 5,745 | △ 3,855 | △ 2,619 | 0.05 | 0.85 | △ 0.42 | △ 5.02 | | | | | | | | | |
| 合計 | 26 | 320 | 64,664 | 93,379 | 91,399 | 72,673 | 58,561 | 1.44 | 79.51 | 80.58 | 90.56 | | | | | | | | | |
| | 30 | 301 | 58,161 | 75,629 | 73,494 | 61,904 | 51,214 | 1.30 | 84.23 | 82.73 | 88.06 | | | | | | | | | |
| | 増減 | △ 19 | △ 6,503 | △ 17,750 | △ 17,905 | △ 10,769 | △ 7,347 | △ 0.14 | 4.72 | 2.15 | △ 2.50 | | | | | | | | | |

24

「入学志願動向」について(アクセス方法)

日本私立学校振興・共済事業団
Private Schools Association of Japan

トップページ | 私学振興のご案内 | 中部日程等 | 財務情報 | 情報公開 | アクセス・お問い合わせ

私学振興事業本部
ホームページへようこそ

～お役立ち～
平成30年7月更新により標準を改められた情報へ、心よりお見舞い申し上げます。
私学振興本部では、標準を改められた学校並びに加入者、提携費及び学費受給等の標準を念のため変更しております。
標準を改められた標準の変更と対応の一日も早い確認、提携をお祈り申し上げます。
※標準を改められた標準(共済業務)についてははこちらをご覧ください。
※標準を改められた標準(入学)についてははこちらをご覧ください。

～お役立ち～
大規模な標準とする標準により標準を改められた情報へ、心よりお見舞い申し上げます。
私学振興本部では、標準を改められた学校並びに加入者、提携費及び学費受給等の標準を念のため変更しております。
一日も早い確認、提携をお祈り申し上げます。
※標準を改められた標準(共済業務)についてははこちらをご覧ください。
※標準を改められた標準(入学)についてははこちらをご覧ください。

更新情報
2018.08.01 広報誌「情報」を印刷し、お配りしました。
2018.07.30 前年度標準を印刷し、お配りしました。
2018.07.24 「平成30年度(2018年)私学振興本部のご案内」を印刷し、お配りしました。
2018.07.19 日本私立学校振興・共済事業団の職員が、新年度について(平成30年度)を印刷し、お配りしました。
2018.07.12 標準情報「入学標準の公表」平成30年7月分を印刷しました。
2018.07.12 標準情報「提携標準の公表」平成30年7月分を印刷しました。
2018.07.03 標準情報「入学標準の公表」平成30年7月分を印刷しました。
2018.07.03 標準情報「提携標準の公表」平成30年7月分を印刷しました。

私学振興本部の概要 | 助成業務のご案内 | 共済業務のご案内

日本私立学校振興・共済事業団
Private Schools Association of Japan

私学振興事業本部

〒100-8160 千代田区富士見1-10-10
日本私立学校振興・共済事業団
私学振興事業本部(助成業務)

学校法人ホームページへ
事業団ホームページへ

サイトマップ

私立大学等経常費補助金
融資
経営支援・情報提供
寄付金
学術研究振興資金
助成金
各種申請紙等のダウンロード
災害への対応(助成業務)
平成28年度標準
東日本大震災

更新情報
学術 2018.08.03
経営支援 2018.08.02
寄付金 2018.08.01
融資 2018.07.27
融資 2018.07.12
融資 2018.07.11
寄付金 2018.07.02
融資 2018.06.20
経営支援 2018.06.14
融資 2018.06.13
寄付金 2018.06.01

2018年度 学術研究振興資金 公費申請標準を
更新しました。
私立大学・短期大学入学志願動向を更新し
ました。
学費指定寄付金 配付標準一覧を更新しま
した。
平成30年7月標準を改められた学校法人等へ
の提携標準一覧を更新しました。
平成30年7月標準を改められた学校法人等へ
の対応についてを掲載しました。
資金利権(平成30年7月1日現在)を掲載し
ました。
学費指定寄付金 配付標準一覧を更新しま
した。
大規模な標準とする標準を改められた学
校法人等への対応についてを掲載しました。
私学一環・フロンティア・私学スタッフシニ
ャーについてを掲載しました。
資金利権(平成30年7月1日現在)を掲載し
ました。
学費指定寄付金 配付標準一覧を更新しま
した。

過去の更新情報

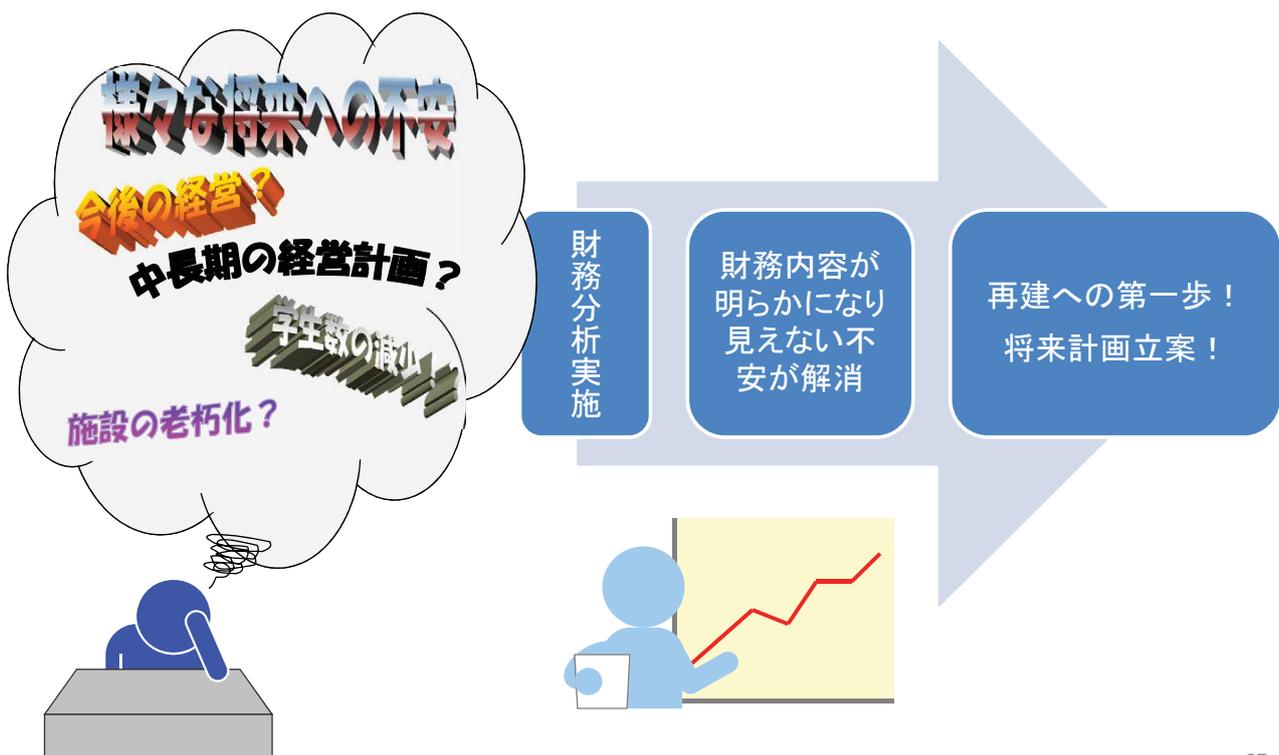
実行費案内 | 学校法人情報検索システム | 問い合わせ先 | 案内図 | 日本私立学校振興・共済事業団の概要

※PDFファイルをご覧になるには、アドビシステムズ社のAcrobat Reader日本語版(無
料)が必要です。
Acrobat Reader最新版は、右のダウンロードボタンから入手可能です。

「入学志願動向」について(アクセス方法)

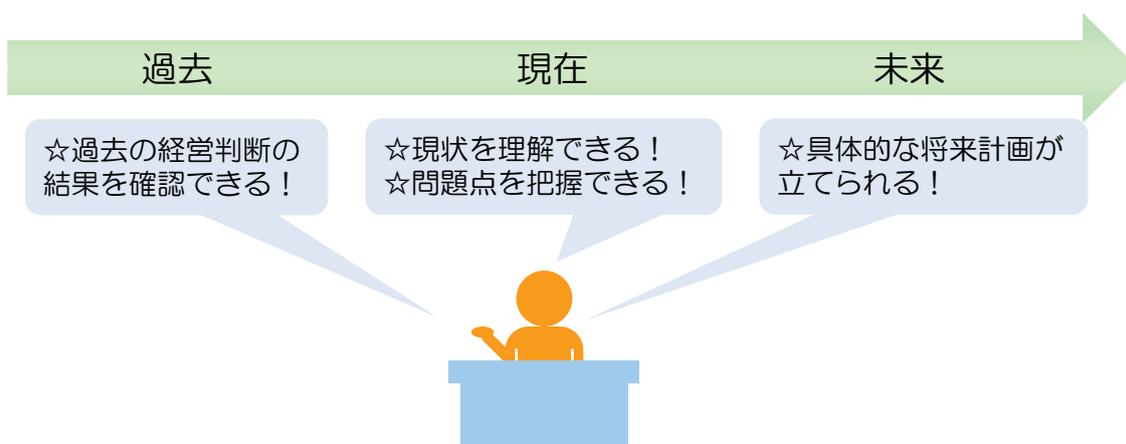
The image shows a screenshot of the website for the Japanese Private School Revitalization and Mutual Aid Association (日本私立学校振興・共済事業団). The main navigation menu on the left includes '経営支援・情報提供' (Business Support & Information Provision), which is highlighted. A blue arrow points from this menu item to a secondary page titled '私立大学・短期大学等入学志願動向' (Private University/Short-term University Admission Trends). This page lists PDF reports for various years, with the '平成30年度(PDF:2.96MB)' report highlighted in a red box. A blue arrow points from this report to a yellow box containing the text '平成 30(2018)年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向'. At the bottom of the page, the association's logo and contact information are visible.

財務分析の効果



財務分析の効果

- 経営者が学校の現状を理解することができる。
- 学校が抱える問題点を浮き彫りにできる。
- 学校の現状を役員、教職員等に理解してもらえる。
- 財務諸表等の数値を経営の改善に役立てることができる。
- 経営者が経営判断の結果を確認できる。



28

比較分析という手法

財務分析は比較分析で見る

- ①期間分析：経年による比較（前年度と当年度等）等
- ②比較分析：同系統・同規模等の比較等
- ③対比分析：収入と支出、資産と負債等
- ④比率分析：比較には割り算で比率を使う。
（規模、金額の大小に惑わされずに分析が可能）

比較分析をすることによって、単年度の決算だけでは分からない「傾向」や「問題点」を見つけることができる

29

今までのまとめ



30

学校法人会計

31

学校法人会計基準とは

(1) 学校法人会計の根拠

「補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（＝学校法人会計基準）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」

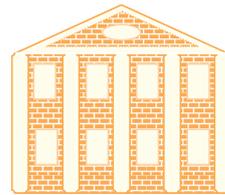
（私立学校振興助成法第14条第1項より抜粋）



補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の経理の標準化を図るため、**学校法人会計基準**が設けられた。

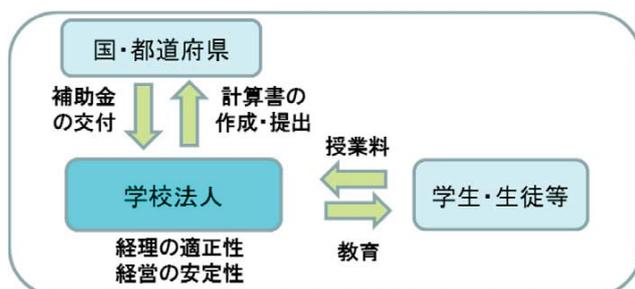
32

(2) 学校法人会計の目的



■ 補助金の適正な配分と効果

■ 収支の均衡と永続性



33

(3) 作成しなければならない計算書類等

| | |
|------------|------------------------------|
| ①資金収支計算書 | 並びにこれに附属する内訳表及び「活動区分資金収支計算書」 |
| ②事業活動収支計算書 | 及びこれに附属する「事業活動収支内訳表」 |
| ③貸借対照表 | 及びこれに附属する明細表 |

これらの書類を毎会計年度作成する

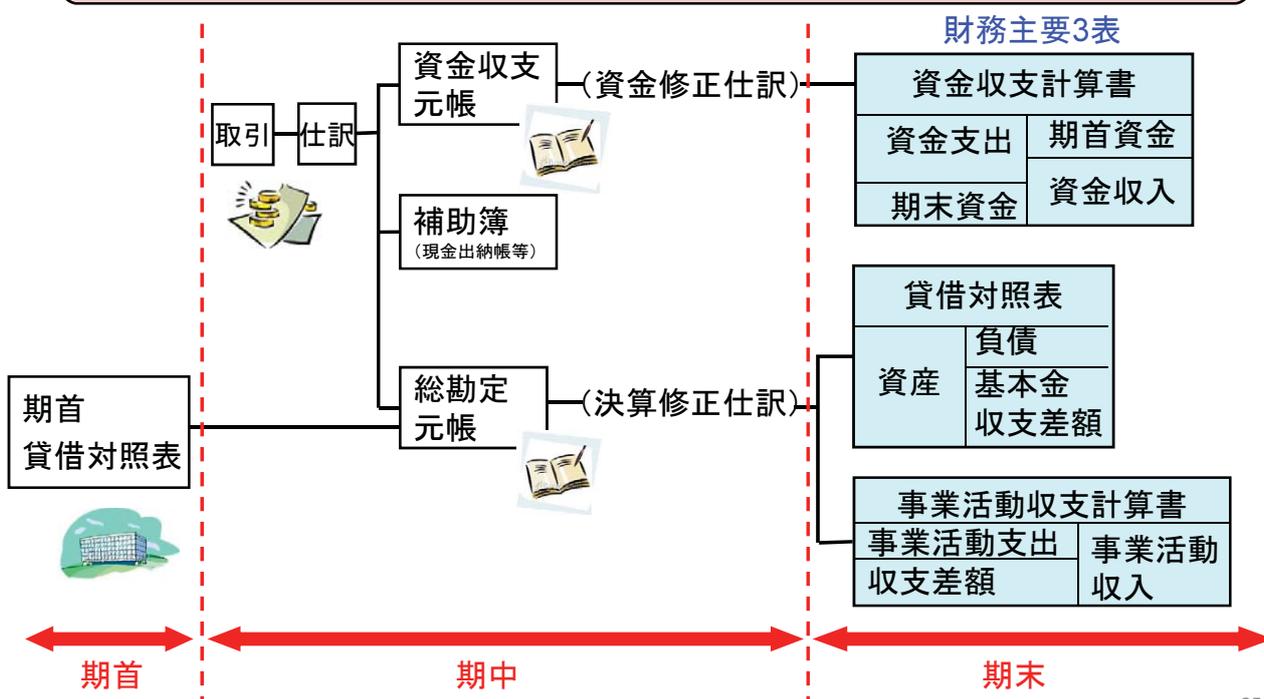
(4) 公認会計士又は監査法人による監査

(注)ただし、これらの書類については、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない

34

財務主要3表作成の流れ

【流れ】 取引→仕訳→資金収支元帳・総勘定元帳→試算表の作成
→事業活動収支計算書・貸借対照表の導出



35

資金収支計算書

36

資金収支計算書

(1) 目的

- ① 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収支の内容
(教育研究活動やこれに付随する活動等、学校法人が行う活動全般のうち、当該会計年度に対応する収入及び支出の内容)
- ② 当該会計年度における支払資金の収支のてん末
(当該会計年度に生じた現金や随時引出可能な預貯金の収入及び支出のてん末)

(学校法人会計基準第6条より抜粋)



①、②を明らかにするため、資金収支計算書を作成

※支払資金の意味:現金およびいつでも引き出すことのできる預貯金
(「支払」だけでなく、「受入」もある)

37

(2) 構造

| | | | |
|------|-----|------|-----|
| 期首資金 | 50 | | |
| 資金収入 | 500 | 資金支出 | 300 |
| | | 期末資金 | 250 |
| 収入計 | 550 | 支出計 | 550 |

| 収入の部 | 支出の部 |
|--------------|--------------|
| 資金収入 | 資金支出 |
| 資金収入調整勘定(控除) | 資金支出調整勘定(控除) |
| 前年度繰越支払資金 | 次年度繰越支払資金 |
| 収入の部合計 | 支出の部合計 |

38

資金収支計算書の調整勘定とは

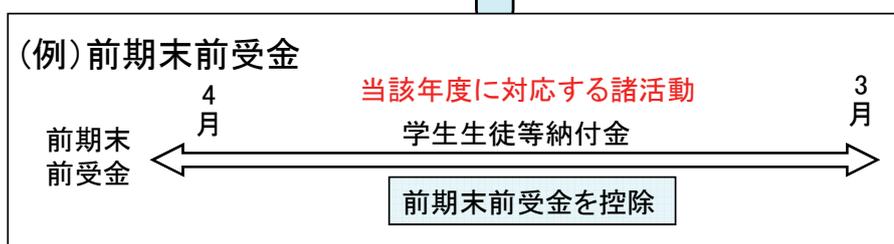
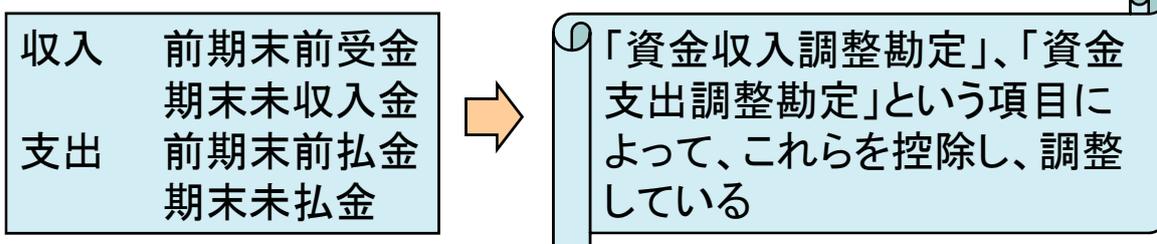
①当該会計年度の諸活動
に対応する収入及び支出

≠

②当該会計年度の支払資金
の収入及び支出

①の全ての諸活動に係った金額と②の現金や預貯金の額が合わなくなる
なぜ? ↓

当該年度の諸活動に対するお金を前年度に受け取ること等があるから

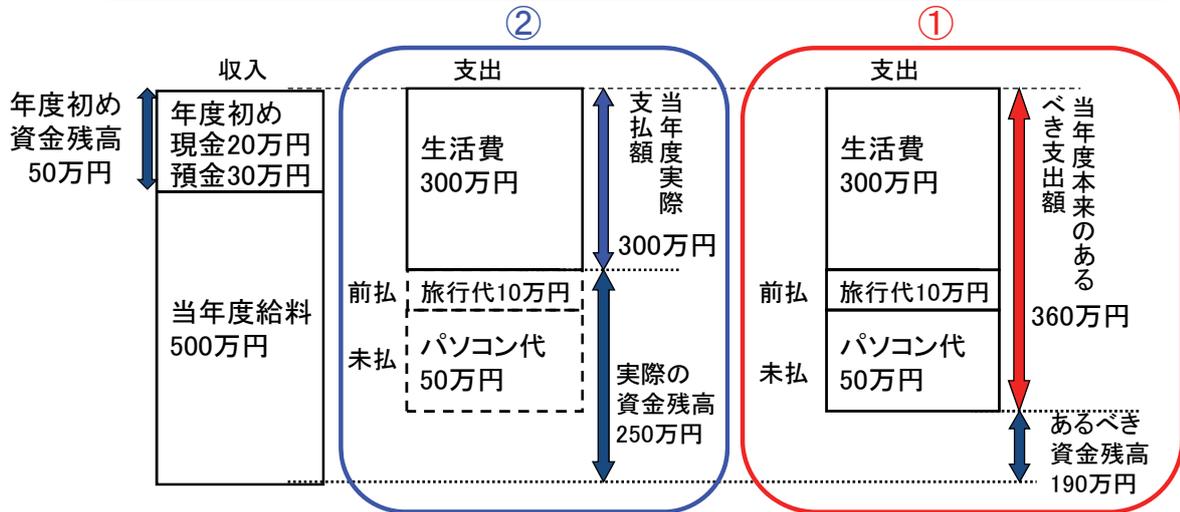


39

(3) イメージ

※年収500万円の、あるサラリーマン家庭の1年間（4月1日～3月31日）の家計簿を例に考えます。

年度初めの財産は、現金が20万円と預金が30万円の合計50万円のみで、他に財産はないと仮定します。1年間の支出は、生活費として300万円かかりました。
 今年度の4月に行く旅行代10万円は、前年度の3月に旅行会社に支払いました。
 今年度末3月に50万円のパソコンを買い、支払いは、来年度の4月となっています。
 この家庭の1年間の資金収支計算をしてみます。



資金収支計算書記載科目

| 資金収支計算書記載科目 | | 備考 | |
|-------------|--|--|--|
| 大科目 | 小科目 | | |
| 学生生徒等納付金収入 | 授業料収入 入学金収入 実働実習料収入 施設設備資金収入 | 職講師、補講料等を含む。 教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。 施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。 | |
| 手数料収入 | 入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入 特別寄付金収入 一般寄付金収入 | その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。 編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。 土地、建物等の現物寄付金を除く。 用途指定のある寄付金をいう。 用途指定のない寄付金をいう。 | |
| 補助金収入 | 国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入 | 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。 固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。 | |
| 資産売却収入 | 施設売却収入 設備売却収入 有価証券売却収入 | | |
| 付随事業・収益事業収入 | 補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 収益事業収入 | 食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。 附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。 外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。 収益事業会社からの繰入金収入をいう。 | |
| 受取利息・配当金収入 | 第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金収入 | 第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。 預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。 | |
| 雑収入 | 施設設備利用料収入 廃品売却収入 | 施設設備利用料収入、廃品売却収入以外の収入をいう。 | |
| 借入金等収入 | 長期借入金収入 短期借入金収入 学校債収入 | その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。 翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。 | |
| 前受金収入 | 授業料前受金収入 入学金前受金収入 実働実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入 | 上記の各収入以外の収入をいう。 | |
| その他の収入 | 第2号基本金引当特定資産取崩収入 第3号基本金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定預金取崩収入 前期末未収入金収入 | | |
| 資金収入調整勘定 | 貸付金回収収入 預り金受入収入 | 前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。 | |
| 前年度繰越支払資金 | 期末未収入金 前期末前受金 | | |

| 支出の部 | | 備考 | |
|-----------|--|--|--|
| 大科目 | 小科目 | | |
| 人件費支出 | 教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 退職金支出 | 教員（学長、校長又は副長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 職員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 理事及び監事に支払う報酬をいう。 | |
| 教育研究経費支出 | 消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 奨学費支出 | 教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。 電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。 相互の奨学金を除く。 | |
| 管理経費支出 | 消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 | | |
| 借入金等利息支出 | 借入金利息支出 借入金等返済支出 | | |
| 借入金等返済支出 | 借入金返済支出 学校債返済支出 | | |
| 施設関係支出 | 土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出 | 整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。 建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出をいう。 プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。 建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。 | |
| 設備関係支出 | 教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出 図書支出 車両支出 ソフトウェア支出 | 標本及び模型の取得のための支出を含む。 ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。 | |
| 資産運用支出 | 有価証券購入支出 第2号基本金引当特定資産繰入支出 第3号基本金引当特定資産繰入支出 (何)引当特定資産繰入支出 収益事業元入金支出 | | |
| その他の支出 | 貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出 | 収益事業に対する元入額の支出をいう。 収益事業に対する貸付金の支出を含む。 | |
| 資金支出調整勘定 | 預り金受入調整 | | |
| 翌年度繰越支払資金 | 前期末未払金 前期末前払金 | | |

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものであるについては、この限りではない。
3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

活動区分資金収支計算書

目的

資金収支計算書の決算額を3つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにする。



近年の施設設備の高度化・財務活動の多様化に対応資金収支計算書を組み替えて、現金預金の流れを活動区分ごとに把握する。

※文部科学大臣所轄学校法人のみ

42

活動区分資金収支計算書（分析の視点）

| 区分 | 内容 |
|----------|--------------------------------------|
| ①教育活動 | キャッシュベースでの本業の教育活動の収支状況を見ることができる。 |
| ②施設整備等活動 | 当年度に施設設備の購入があったか、財源がどうだったかを見ることができる。 |
| ③その他の活動 | 借入金の収支、資金運用の状況等、主に財務活動を見ることができる。 |

| 区分 | 通常 | 施設整備時 | 経営困難 |
|----------|-----|-------|------|
| ①教育活動 | + | + | - |
| ②施設整備等活動 | - | - | - |
| ③その他の活動 | + - | + - | + - |

通常の経営状態の法人は本業の「教育活動」がプラス、「施設整備等活動」はマイナス、「その他の活動」は資金の不足分を借入金で調達していればプラス、過去の借入金を返済していればマイナスというように、活動区分ごとの資金の流れが大きくつかめる。

「教育活動」である程度のプラスが出ないと、施設整備等に資金を回すことができず、借入金の返済もできない。



「教育活動」でどのくらいキャッシュを生み出せているかが重要。

43

経常費補助金の対象となる科目の理解

| | |
|-----------|---|
| ○人件費支出 | — 教員人件費支出（教員として発令のある者の人件費） 職員人件費支出（職員として発令のある者の人件費） *役員報酬、退職金は除く |
| | 教育・研究活動を行う大学等に勤務する教員、職員の人件費は補助対象となる。 |
| ○教育研究経費支出 | — 原則的に全ての科目 他の補助金の対象経費となっているなどといった事由により、対象外となる場合もある。 |
| | 教員・学生の教育研究活動に必要な経費であるため、補助対象となる。 |
| ○管理経費支出 | — 全て対象外 |
| | 管理経費支出は役員の業務執行や、総務・人事・経理等の法人業務に要する経費等、 <u>教育研究活動に直接関係しない経費</u> であるため、 全て対象外 。 |
| | ～管理経費とは（限定多岐）～ |
| | 1. 役員の行なう業務執行のために要する経費および評議員会のために要する経費 |
| | 2. 総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費 |
| | 3. 教職員の福利厚生のための経費 |
| | 4. 教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持、保全に要する経費（減価償却費含） |
| | 5. 学生生徒等の募集のために要する経費 |
| | 6. 補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費 |
| | 7. 附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費 |
| ○施設関係支出 | — 全て対象外 |
| | あくまで経常費の補助金であるため、施設に関する支出は 全て対象外 。 |
| ○設備関係支出 | — 教育研究用機器備品支出 図書支出 *管理用機器備品支出は、管理経費的な部分なので対象外 |
| | 教育研究活動に必要な高額な装置・設備等や、重要な書籍の購入に必要な経費であるため、 対象となる。 |

【まとめ】



45

「学校法人」部門の業務の範囲

- ア 理事会および評議員会等の庶務に関すること
- イ 役員等の庶務に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること
- エ 法人主催の行事および会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること(他の部門の所掌に属するものを除く。)
- カ 法人運営の基本方針(将来計画、資金計画等)の策定事務に関すること
- キ 学校、学部・学科(学部の学科を含む。)等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

参考:「資金収支内訳表等の部門計上及び配分について(通知)」
(昭和55年11月4日 文部省管理局長通知 文管企第250号)

46

事業活動収支計算書

47

事業活動収支計算書

(1) 目的

学校法人は、企業と違って利益の獲得が目的ではなく、学校を維持し、良質な教育研究活動の場を永続的に提供することを目的としている



事業活動収入と支出が**均衡の状態**を保っていくことが重要

事業活動収支計算書とは



- ①事業活動収入及び事業活動支出の内容
- ②事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態

(学校法人会計基準第15条より抜粋)



①、②を明らかにするため、事業活動収支計算を行う

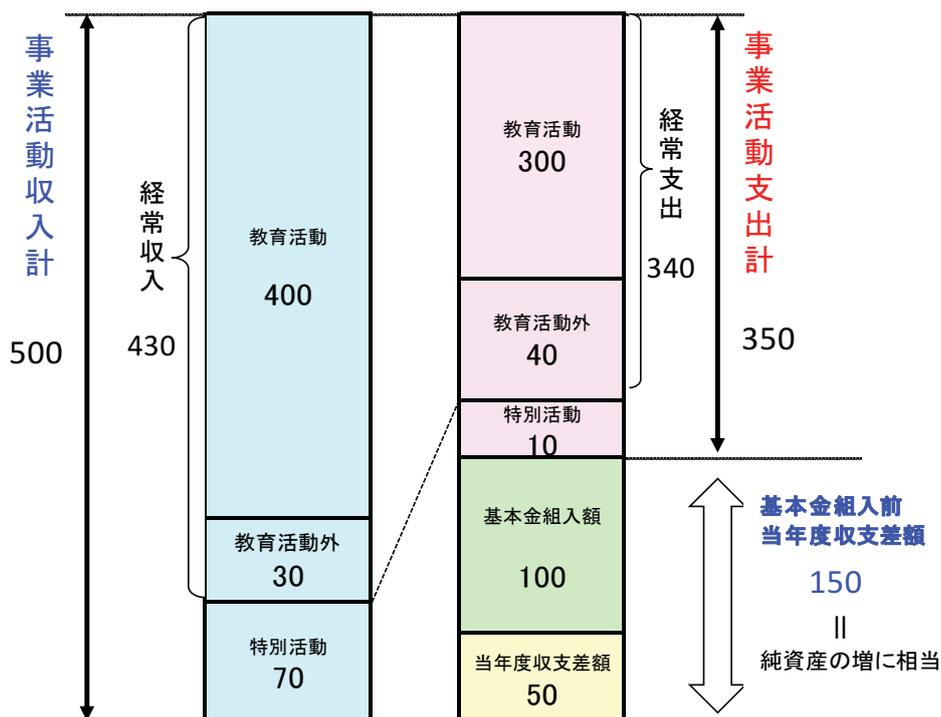
48

(2) 構造

| | |
|-------------|-------------|
| 事業活動収入(500) | 事業活動支出(350) |
| 教育活動収入(400) | 教育活動支出(300) |
| | 教育活動外支出(40) |
| | 特別支出(10) |
| 教育活動外収入(30) | 基本金組入額(100) |
| 特別収入(70) | 当年度収支差額(50) |

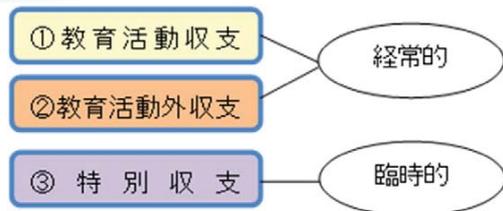
49

(2) 構造-2



50

事業活動収支計算書について



| | 区分 | 説明 | 主な収入科目 | 主な支出科目 |
|----------------|----------|--------------------|--------------------------|---------------------|
| 経常的収支 (①+②) | ①教育活動収支 | 教育研究(本業) | 学生生徒等納付金、 経常費等補助金、寄付金 | 人件費、教育研究経費、 管理経費 |
| | ②教育活動外収支 | 財務活動、収益事業等 | 受取利息・配当金 | 借入金等利息 |
| 臨時的収支 | ③特別収支 | 特殊な要因による 臨時的なもの | 施設設備補助金 現物寄付(施設設備) | 災害損失 |

| 区分 | 内容 |
|----------------|---|
| ① 教育活動収支 | 経常的な収支のうち、本業の 教育活動の収支状況 を見ることができる。 |
| ② 教育活動外収支 | 経常的な収支のうち、 財務活動による収支状況 を見ることができる。 |
| ③ 特別収支 | 資産売却や処分等の 臨時的な収支 を見ることができる。 |
| ④ = ① + ② 経常収支 | 経常的な収支バランス を見ることができる。 |

51

事業活動収支計算書について (分析の視点)

| 区分 | 内容 |
|--------------------------------|------------------------------------|
| ①教育活動収支 | 経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見ることができる。 |
| ②教育活動外収支 | 経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見ることができる。 |
| ③ = ① + ② 経常収支 | 経常的な収支バランス を見ることができる。 |
| ④特別収支 | 資産売却や処分等の 臨時的な収支 を見ることができる。 |
| ⑤ = ③ + ④ 基本金組入前 当年度収支差額 | 毎年度の収支バランスを見ることができる。(旧: 帰属収支差額) |
| ⑥基本金組入額 | 学校法人を維持するために必要な資産を継続的に保持するための組入れ額 |
| ⑦当年度収支差額 | 長期の収支バランスを見ることができる。(旧: 消費収支差額) |
| ⑧前年度 繰越収支差額 | |
| ⑨翌年度 繰越収支差額 | |

| 区分 | 通常 A | 通常 B | 困難 A | 困難 B |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 教育活動収支 | + | - | - | + |
| 教育活動外収支 | + | + | + | - |
| 経常収支 | + | + | - | - |

通常の経営状態の法人では、経常的な本業の教育活動の収支である「教育活動収支」がプラスで「経常収支」もプラス、

または「教育活動収支」はマイナスだが、大きな運用ファンドを持っているため「教育外収支」が大幅なプラスになり、「経常収支」はプラスになる法人もある。

逆に「教育活動収支」はプラスだが、借入金利息の負担が大きく「教育活動外収支」が大幅なマイナスになり、経常収支がマイナスになる法人もある。

また、当年度の収支バランスの改善又は悪化の原因が、経常的なものではなく、その年度かぎりの臨時的な要素によるものであるかもわかる。

52

用語の説明

| | | |
|----------------|---|---|
| ・事業活動収入計 | 各活動区分の事業活動収入の合計で、学校法人の負債とならない収入(学生生徒等納付金、補助金など) | 事業活動収入 計 = 500... A |
| ・事業活動支出計 | 各活動区分の事業活動支出の合計で、人件費、教育研究経費など消費する支出 | 教育活動収入 = 400... B 教育活動外収入 = 30... C 特別収入 = 70 |
| ・経常収支差額 | 経常収入－経常支出 ※経常活動＝教育活動＋教育外活動 ⇒臨時的な要素を除いた収支の状況を示す | 事業活動支出 計 = 350... D 教育活動支出 = 300... E 教育活動外支出 = 40... F 特別支出 = 10 |
| ・基本金組入前当年度収支差額 | 事業活動収入－事業活動支出 ⇒純資産の増加又は減少を示す | 基本金組入額 = 100... G 当年度収支差額 = 50... H |
| ・当年度収支差額 | 基本金組入前当年度収支差額－基本金組入額 | ・ 経常収支差額 = (B 400 + C 30) - (E 300 + F 40) = 90 |
| ・基本金 | 学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして事業活動収入計のうちから組み入れた金額 | ・ 基本金組入前当年度収支差額 = A 500 - D 350 = 150... I ・ 当年度収支差額 = I 150 - G 100 = H 50 |

- (例) ○寄付金は事業活動収入となるが、借入金はない。
(寄付金は純資産の増加をもたらすが、
借入金は純資産の増加をもたらさないため)
- 借入金利息は事業活動支出となるが、借入金の返済はない。
(借入金利息は純資産が減少するが、
借入金の返済は、純資産が減少しないため)

53

基本金とは

学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことが前提である

基本金とは？ ↓

学校法人は、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。そのために必要な金額を事業活動収入から留保したものが基本金である。

(学校法人会計基準第29条より要約)

事業活動収支計算において、基本金は、
最優先で組入れなければならない。

- 第1号基本金:教育に供される固定資産の維持・取得にかかる基本金
第2号基本金:将来取得計画のある固定資産の取得資金等にかかる基本金
第3号基本金:基金として継続的に保持・運用する資金等にかかる基本金
第4号基本金:必要な運転資金維持にかかる基本金

54

減価償却の考え方

事業活動収支計算書は、資産価値の増減を記録するもの

⇨ 年数がたつと資産価値が変わるものはどうやって記録する？

(例) 500万円で購入した車が、5年たったら資産価値が0円になる場合、
資産価値の減少(500万円→0円)をどういう風に記録する？



- ア. 購入初年度に500万円の価値減少を記録する
- イ. 5年後に500万円の価値減少を記録する
- ウ. 500万円の価値減少をバランスよく各年度で記録する

買った年度に資産価値が0円になるのはおかしいし、5年後に一気に500万円も価値が下がるのもおかしい。経年劣化、機能の低下は日々進行していくものだから、価値の減少(=減価償却)は各年度で適切に記録するのがよい。



(相場のことは考えずに) 年数がたつても資産価値が変わらないものは、
資産価値の減少は発生しないから記録しない(=減価償却しない)。

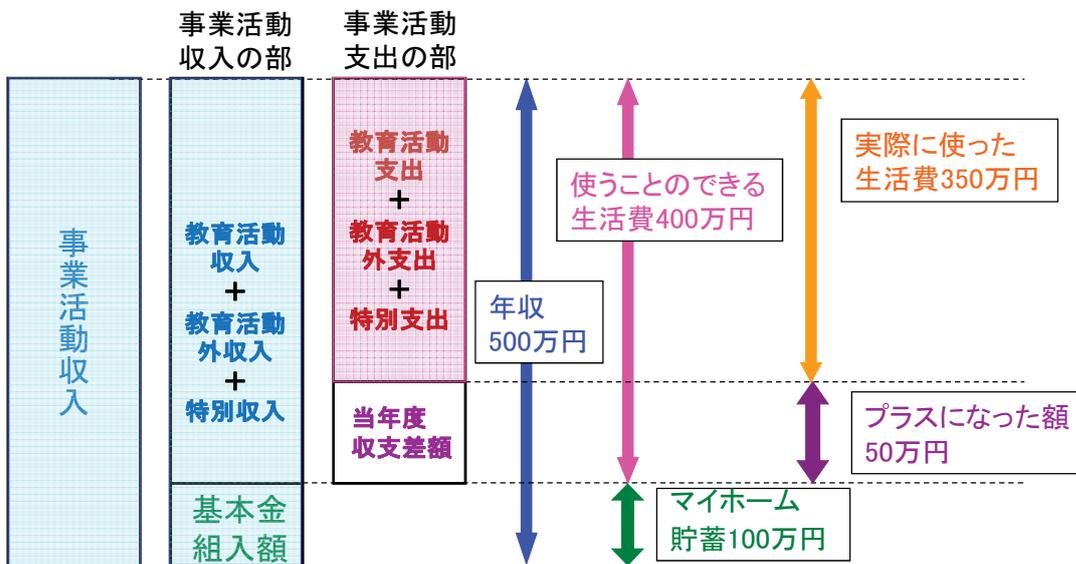


(例)
土地、金塊

55

(3) イメージ

あるサラリーマンの1年間(4月1日~3月31日)の年収は500万円と仮定します。
マイホームを購入するため、毎年100万円の貯蓄をします。今年も、生活費に350万円使い、
50万円余りました。この家庭の1年間の事業活動収支計算をしてみます。



この家庭は、実際に使うことができる生活費400万円を超えないように生活していくことが重要

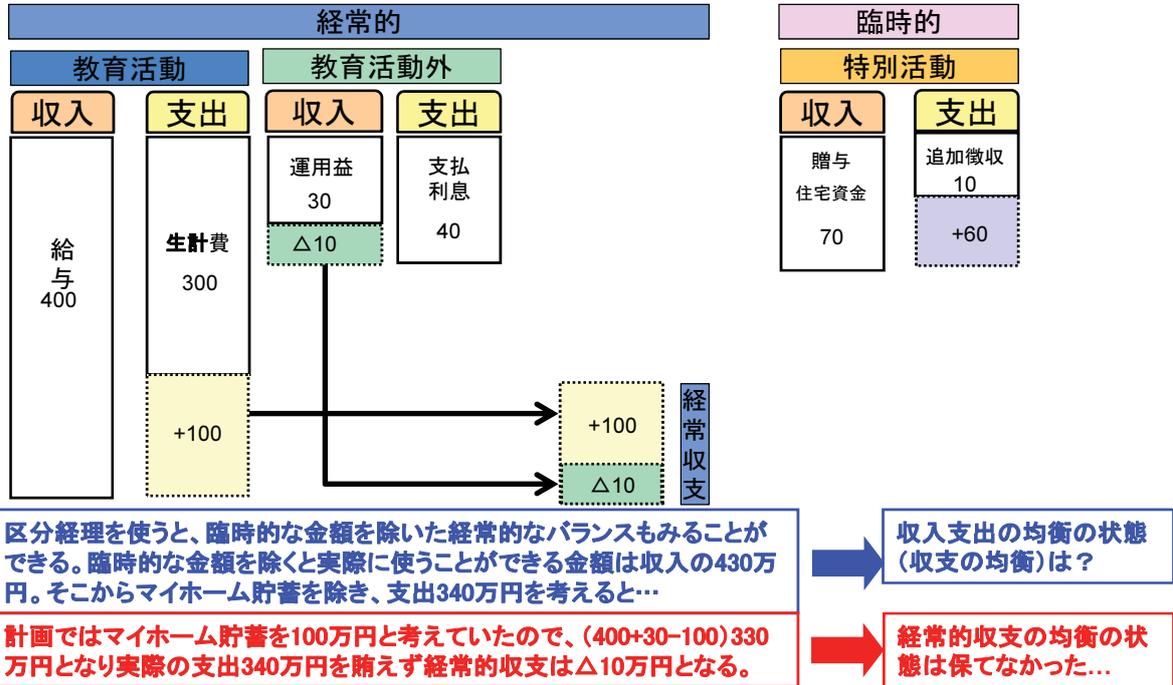


事業活動収入と事業活動支出の
均衡の状態(事業活動収支の均衡)

56

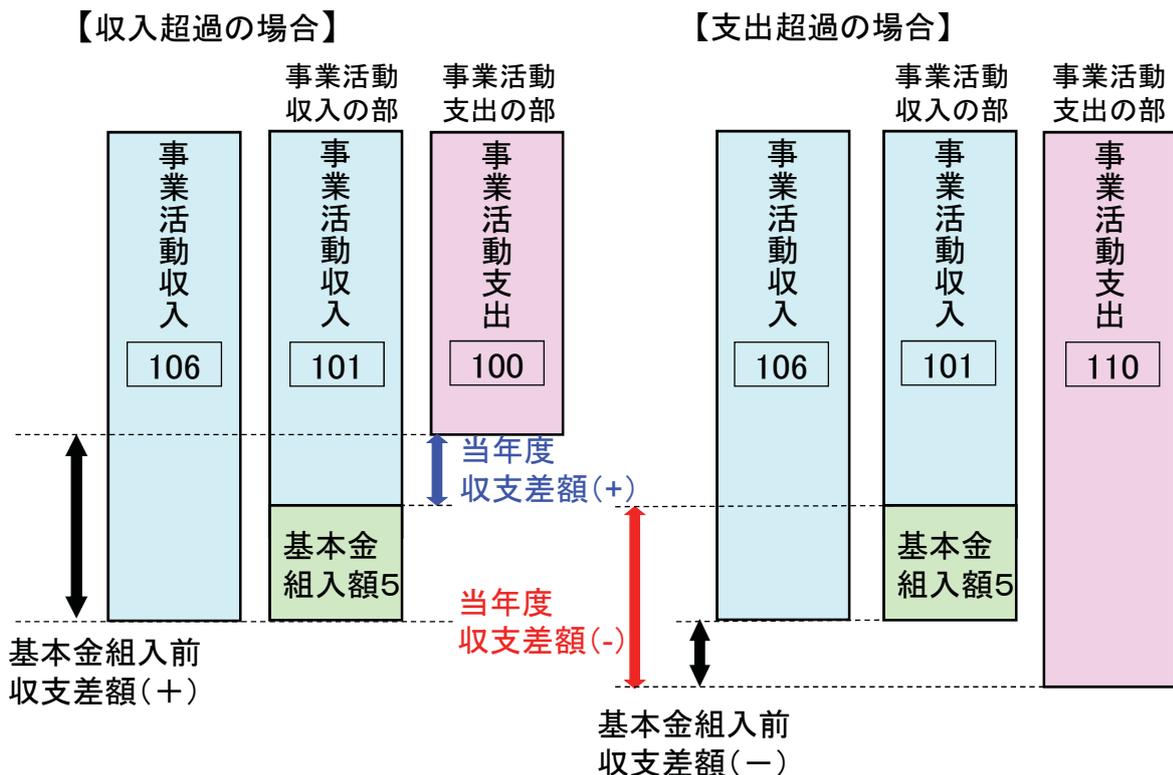
(3) -2 イメージ(区分経理)

500万円の年収の内訳は、給与400万円、資産運用の運用益30万円と、自宅新築のために両親から贈与を受けた70万円です。
 生活費350万円の支出の内訳は、生計費300万円、借入利息支払いが40万円、追加徴収された前年度税金10万円。この家庭のそれぞれごとの収支を明らかにします。



57

(4) 収入超過と支出超過



58

事業活動収支計算書記載科目

学校法人会計基準第1.9条 別表第2 事業活動収支計算書記載科目

| 大科目 | 小科目 | 備考 |
|----------|---------------------------------------|--|
| 事業活動収入の部 | 学生生徒等納付金 | |
| | 授業料 入学金 実習料 施設設備資金 | 聴講料、補講料等を含む。 教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。 施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。 |
| | 手数料 | その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。 編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。 在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。 |
| | 寄付金 | 用途指定のある寄付金をいう。 用途指定のない寄付金をいう。 |
| | 経常費等補助金 | 施設設備補助金以外の財物資産等の受贈額をいう。 施設設備補助金以外の補助金をいう。 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。 |
| | 付随事業収入 | 食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。 附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。 外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。 施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。 |
| | 雑収入 | 売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。 |
| | 雑収入 | |
| | 雑収入 | |
| | 雑収入 | |
| 事業活動支出の部 | 人件費 | |
| | 教員人件費 | 教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 |
| | 職員人件費 | 教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 |
| | 役員報酬 退職給与引当金繰入額 退職金 | 理事及び監事に支払う報酬をいう。 退職給与引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度における退職金支払額と退職給与引当金計上額との差額を退職金として記載するものとする。 教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。 |
| | 教育研究経費 | 電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。 貸与の奨学金を除く。 教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。 |
| | 管理経費 | |
| | 消耗品費 光熱水費 旅費交通費 奨学費 減価償却額 | |
| | 消耗品費 光熱水費 旅費交通費 減価償却額 | |
| | 徴収不能引当金繰入額 徴収不能額 | 管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。 徴収不能引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度において徴収不能となつた金額と徴収不能引当金計上額との差額を徴収不能額として記載する。 |
| | 徴収不能額等 | |

| 大科目 | 小科目 | 備考 | |
|----------|----------------|---|----|
| 事業活動収入の部 | 受取利息・配当金 | 第3号基本金引当特定資産運用収入をいう。 預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。 | |
| | その他の教育活動外収入 | 収益事業会計からの繰入収入をいう。 | |
| | 大科目 | 小科目 | 備考 |
| | 借入金等利息 | 借入金利息 学校債利息 | |
| | その他の教育活動外支出 | | |
| | 大科目 | 小科目 | 備考 |
| | 資産売却差額 | 資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。 | |
| | その他の特別収入 | 施設設備の拡充等のための寄付金をいう。 施設設備の受贈額をいう。 施設設備の拡充等のための補助金をいう。 前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。 | |
| | 大科目 | 小科目 | 備考 |
| | 資産処分差額 | 資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。 | |
| その他の特別支出 | 災害損失 過年度修正額 | 前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。 | |
| 大科目 | 小科目 | 備考 | |
| 事業活動収入の部 | | | |
| 事業活動支出の部 | | | |
| 特別収入 | | | |
| 特別支出 | | | |

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならぬ。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものであるものは、この限りではない。
 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
 4 都道府県知事を所屬庁とする学校法人にあっては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

資金収支計算書と事業活動収支計算書の区別（その1）

資金収支計算書は、現金の出入りを記録するもの

⇒ 気にするポイント…現金が増えましたか、減りましたか？

☆損得は見ないで、現金の動きだけを見つめる



事業活動収支計算書は、資産価値の増減を記録するもの

⇒ 気にするポイント…儲かりましたか、損しましたか？

☆現金の動きにまどわされず、正味の財産の動きを見つめる

次ページに参考として、学校法人会計と企業会計の比較簡素版

60

（参考）学校法人会計と企業会計の比較簡素版

| 学校法人会計 事業活動収支計算書 | | | 企業会計原則 損益計算書 | | |
|---------------------|---------------|---------|-----------------|------------|----------|
| 経常収支 | 教育活動収支 | 教育活動収入 | 営業損益の部 | 売上総利益 | 営業利益（損失） |
| | | 教育活動支出 | | 販売費及び一般管理費 | |
| | 教育活動収支差額 | 営業外損益の部 | 営業外収益 | 経常利益（損失） | |
| | 教育活動外収支 | | 営業外費用 | | |
| 教育活動外収支 | 教育活動外収入 | 特別利益 | 特別損益の部 | 特別損失 | |
| 教育活動外支出 | 教育活動外支出 | 特別損失 | | | |
| | 特別収入 | 特別収入 | | 特別収入 | |
| 特別収支 | 特別支出 | 特別支出 | | 特別支出 | |
| | | 特別収支差額 | | 特別収支差額 | |
| | 基本金組入前当年度収支差額 | | | 当期純利益（損失） | |

売上高から売上原価を差し引いたおおざっぱな利益。いわゆる粗利益。

主たる営業活動で稼いだ利益。

経常的に発生する財務取引等（受取利息、支払利息など）も加えた利益。

法人税等の税金を差し引いた後の最終的な利益。

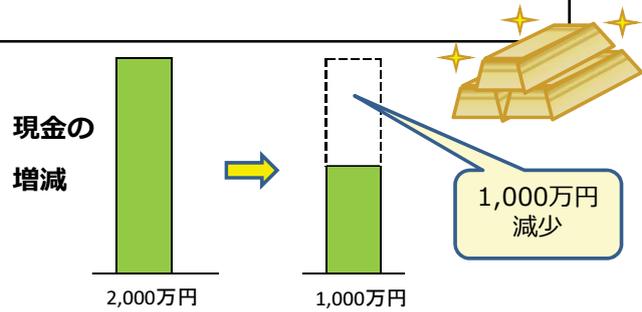
61

資金収支計算書と事業活動収支計算書の区別（その2）

（例）現金2,000万円を持っている人が、長期保有目的で1,000万円の金塊を現金払いで購入した場合

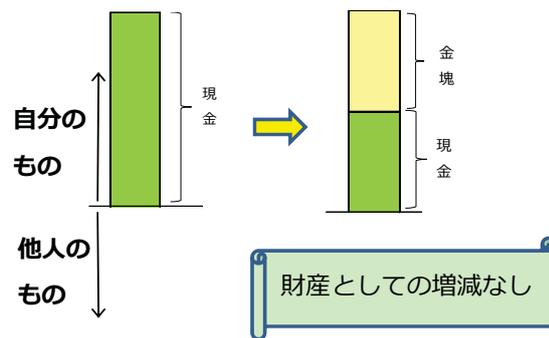
資金収支計算書…視点は現金の動き

金塊を購入したこと、その結果として現金が1,000万円減少したことを記録する。



事業活動収支計算書…視点は正味の財産の動き

金塊の購入は、現金とは違う形で財産を保有することにしただけで、財産は増えも減りもしていない。ということで、何も記録しない。
何年たっても、価値が減るものではないので、減価償却もしない。



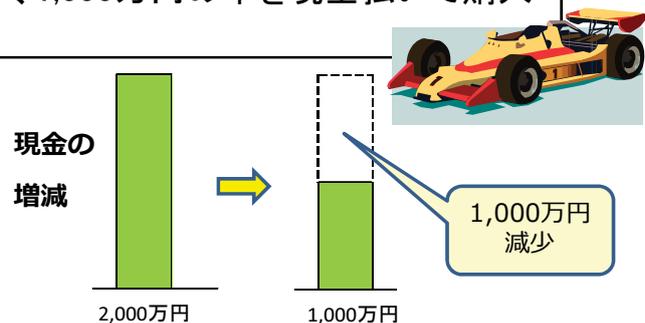
62

資金収支計算書と事業活動収支計算書の区別（その3）

（例）現金2,000万円を持っている人が、1,000万円の車を現金払いで購入した場合

資金収支計算書…視点は現金の動き

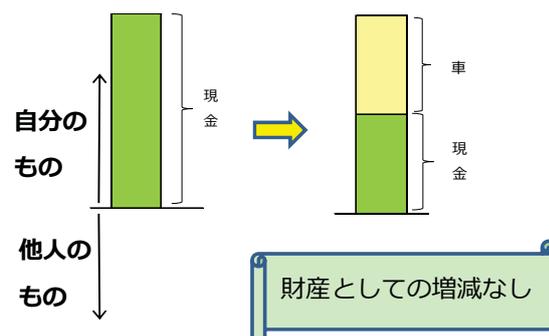
車を購入したこと、その結果として現金が1,000万円減少したことを記録する。



事業活動収支計算書…視点は正味の財産の動き

車の購入は、現金が資産価値のあるものに化けただけで、財産は増えも減りもしていない。ということで、何も記録しない。
ただし、車は年数がたつと、老朽化などから価値が下がってしまう。

→減価償却の対象



63

資金収支計算書と事業活動収支計算書の区別（その4）

（例）1,000万円で購入した車が、5年たったら資産価値が0円になると仮定して、減価償却（＝価値の減少）をする場合



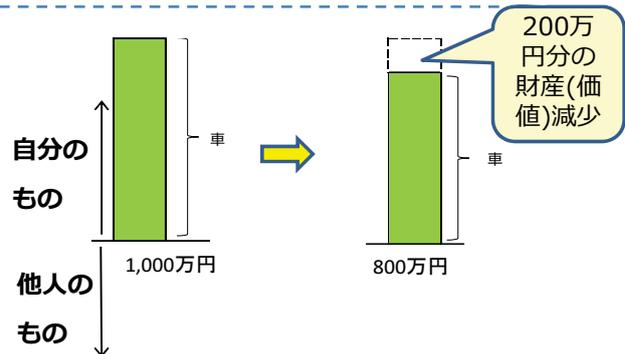
資金収支計算書…視点は現金の動き

車の価値が減少したとしても、現金は増えも減りもしていない。ということで、何も記録しない。

現金の増減なし

事業活動収支計算書…視点は正味の財産の動き

車の価値の減少は、日々進行していくものなので、各年度で減価償却額を均等（200万円×5年）に割り当てて記録する。



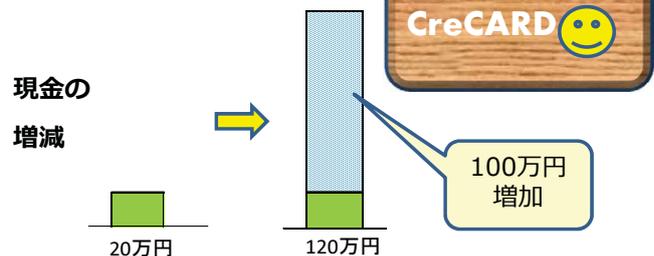
64

資金収支計算書と事業活動収支計算書の区別（その5）

（例）現金20万円を持っている人が、クレジットカードで100万円の借り入れをして、手元に持った場合

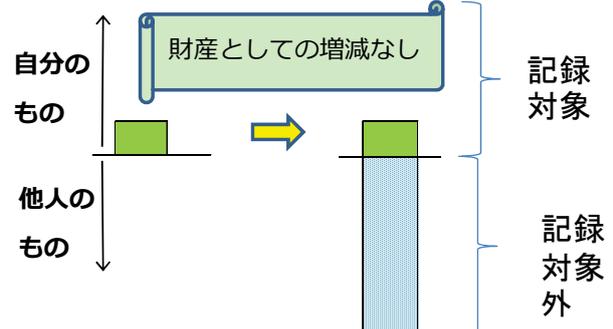
資金収支計算書…視点は現金の動き

借り入れをしたこと、その結果として現金が100万円増加したことを記録する。



事業活動収支計算書…視点は正味の財産の動き

借り入れは、いずれ返済すべき他人の現金が一時的に手元にあるだけで、財産は増えも減りもしていない（＝儲かっていない、損もしていない）。ということで、何も記録しない。



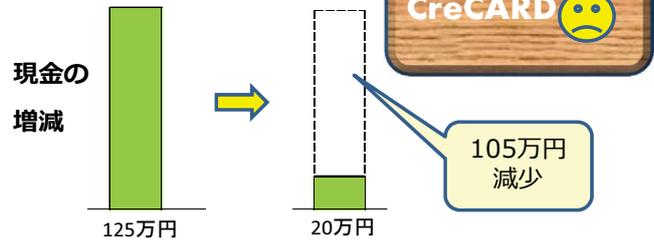
65

資金収支計算書と事業活動収支計算書の区別（その6）

（例）クレジットカードで100万円の借り入れをした人が、利息5万円とともに全額返済をして、手持ち現金が20万円になった場合

資金収支計算書…視点は現金の動き

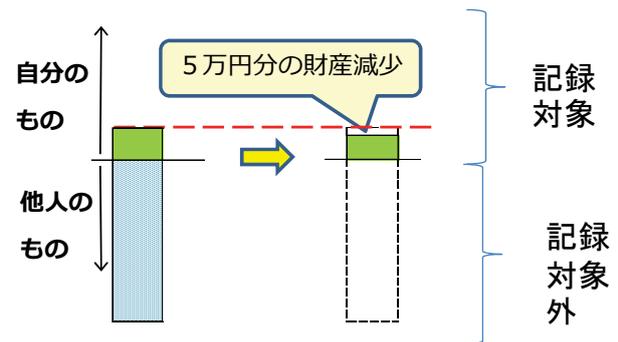
借入金の返済と利息の支払いをしたこと、その結果として現金が105万円減少したことを記録する。



事業活動収支計算書…視点は正味の財産の動き

借入金の返済は、一時的に手元にあった他人の現金を戻すだけで、財産は増えも減りもしない。ということで、何も記録しない。

一方、利息の支払いは手持ちの財産を減らすことになるので、5万円の損失が生じたことを記録する。



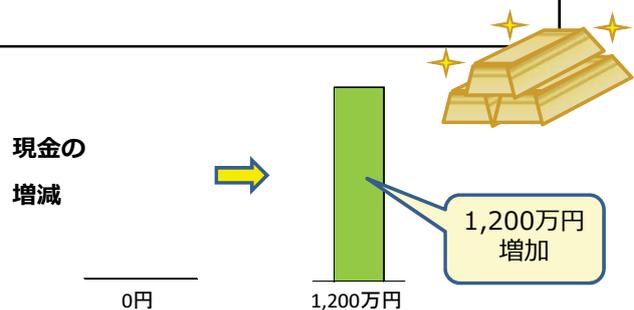
66

資金収支計算書と事業活動収支計算書の区別（その7）

（例）以前に1,000万円で購入した金塊を売りに出したら、1,200万円で売れて手元に現金が入った場合

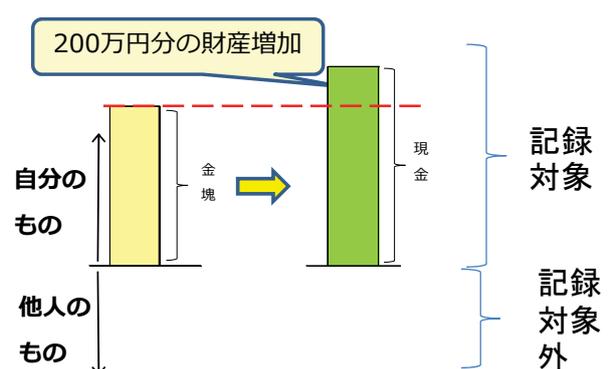
資金収支計算書…視点は現金の動き

金塊を売却したこと、その結果として現金が1,200万円増加したことを記録する。



事業活動収支計算書…視点は正味の財産の動き

金塊を売却した結果、財産が増えたのか減ったのか（＝儲かったのか損したのか）、購入金額と売却金額を比べてみる。今回は、売却による儲けが生じたこと、その結果として財産が200万円増加したことを記録する。



67

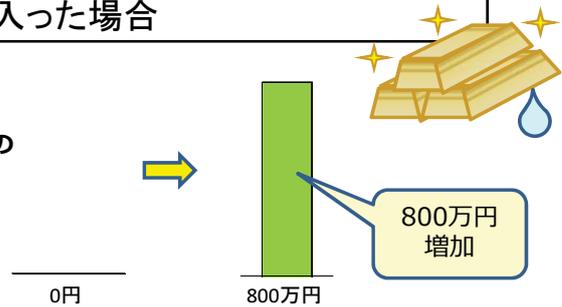
資金収支計算書と事業活動収支計算書の区別（その8）

（例）資金繰りに困り、以前に1,000万円で購入した金塊を売りに出したら、800万円で買ったたかかれて手元に現金が入った場合

資金収支計算書…視点は現金の動き

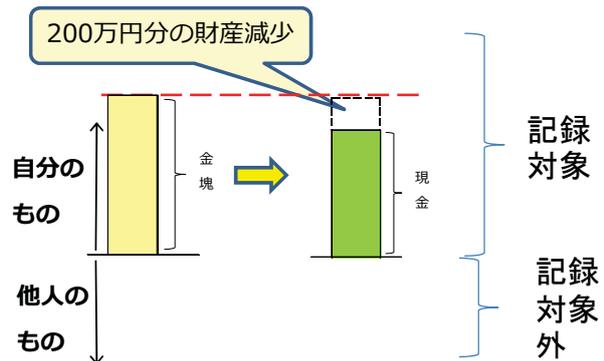
金塊を売却したこと、その結果として現金が800万円増加したことを記録する。

現金の
増減



事業活動収支計算書…視点は正味の財産の動き

金塊を売却した結果、財産が増えたのか減ったのか（＝儲かったのか損したのか）、購入金額と売却金額を比べてみる。今回は、売却による損が生じたこと、その結果として財産が200万円減少したことを記録する。



68

資金収支計算書と事業活動収支計算書の区別（例題）

（例題1）卒業生一同から、20万円相当の図書を寄付してもらいました。以下のそれぞれの計算書では、どのように対応しますか？

資金収支計算書…視点は現金の動き

ア 円を記録する ⇔ イ. 記録しない



事業活動収支計算書…視点は正味の財産の動き

ア. 円を記録する ⇔ イ. 記録しない

（例題2）卒業生に対して、学校債返済として500万円を、学校債利息として1万円を、それぞれ現金で支払いました。以下のそれぞれの計算書では、どのように対応しますか？

資金収支計算書…視点は現金の動き

ア 円を記録する ⇔ イ. 記録しない



事業活動収支計算書…視点は正味の財産の動き

ア. 円を記録する ⇔ イ. 記録しない

69

貸借対照表

70

貸借対照表

(1) 目的

年度末における学校法人の**財政状態**を明らかにするために作成される

財政状態

(学校法人会計基準第32条参照)

- 調達した資金が現在どのような形態なのか

→ 資産



- 資金はどのような方法で集めたのか

→ 他人資金(負債)



→ 自己資金(基本金+繰越収支差額)



71

(2) 構造

| | | | |
|---|---|-----------------------|--|
| (資産) 3,100 固定資産  有形固定資産 (土地・建物) その他の固定資産 (長期貸付金) 流動資産 (現金預金) 100 (短期貸付金) | (負債) 1,000 固定負債 流動負債  | } 他人資金 } } 自己資金 | |
| | (基本金) 2,000  第1号基本金 第2号基本金 第3号基本金 第4号基本金 | | } 事業活動収支計算書 基本金組入額 の累積 } } 事業活動収支計算書 当年度収支差額 の累積 |
| | (繰越収支差額) 100 翌年度繰越収支差額 | | |

72

(3) イメージ

あるサラリーマンの家庭で、マイホーム購入のために、給料から毎年200万円ずつコツコツと貯め、10年間で2000万円を貯めました。生活費の余った分を、へそくりとして毎年10万円ずつ貯め、10年間で100万円貯まりました。ローンを1000万円組み、3000万円のマイホームを購入した場合を考えてみます。

| | | | |
|--|--|-----------------------|--------|
| (資産) 家 3000万円  へそくり 100万円  | (負債)  1000万円 | } 他人資金 } } 自己資金 | |
| | (基本金)  1号基本金 2000万円 | | } } |
| | (繰越収支差額) へそくり 100万円 | | |

この図では家が維持すべき資産であり、貸借対照表は、この維持すべき資産の取得価額がどれだけの自己資金と他人資金で成り立っているかを見るものである。

73

貸借対照表記載科目

学校法人会計基準第33条 別表第3 貸借対照表記載科目

| 資産の部 | | 科目 | | 備考 |
|------|--------------|--|--|---|
| 大科目 | 中科目 | 小科目 | | |
| 固定資産 | 有形固定資産 | 土地 建物 構築物 教育研究用機器備品 管理用機器備品 図書 車両 建設仮勘定 | | 貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になつてい るものであつても使用中のものを含む。 建物に附属する電気、給排水、暖房等の設 備を含む。 プール、競技場、庭園等の土木設備又は工 作物をいう。 標本及び模型を含む。 建設中又は製作中の有形固定資産をいい、 工事前払金、手付金等を含む。 用途が特定された預金等をいう。 |
| | | 第2号基本金引当特定 資産 第3号基本金引当特定 資産 (何)引当特定資産 | | |
| | その他の固定 資産 | 借地権 電話加入権 施設利用権 ソフトウェア 有価証券 収益事業元入金 長期貸付金 | | 地上権を含む。 専用電話、加入電話等の設備に要する負担 金額をいう。 長期に保有する有価証券をいう。 収益事業に対する元入額をいう。 その期限が貸借対照表日後1年を超えて到 来するものをいう。 |
| 流動資産 | | 現金預金 未収入金 貯蔵品 短期貸付金 有価証券 | | 学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表 日における未取額をいう。 減価償却の対象となる長期的な使用資産を 除く。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来 するものをいう。 一時的に保有する有価証券をいう。 |

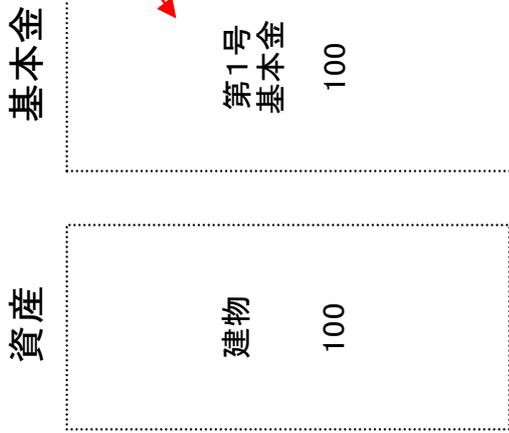
| 負債の部 | | 科目 | | 備考 |
|--------|-----|---|--|--|
| 大科目 | 中科目 | 小科目 | | |
| 固定負債 | | 長期借入金 学校債 長期未払金 退職給与引当 | | その期限が貸借対照表日後1年を超えて到 来するものをいう。 同上 同上 退職給与規程等による計算に基づく退職給 与引当額をいう。 |
| | | 短期借入金 1年以内償還予定学校債 手形債務 未払金 前受金 預り金 | | その期限が貸借対照表日後1年以内に到来 するものをいい、資金借入れのために振り 出した手形上の債務を含む。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来 するものをいう。 物品の購入のために振り出した手形上の債 務に限る。 教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り 金をいう。 |
| 流動負債 | | | | |
| 純資産の部 | | | | |
| | | 科目 | | 備考 |
| 大科目 | | 小科目 | | |
| 基本金 | | 第1号基本金 | | 第30条第1項第1号に掲げる額に係る基 本金をいう。 |
| | | 第2号基本金 | | 第30条第1項第2号に掲げる額に係る基 本金をいう。 |
| | | 第3号基本金 | | 第30条第1項第3号に掲げる額に係る基 本金をいう。 |
| | | 第4号基本金 | | 第30条第1項第4号に掲げる額に係る基 本金をいう。 |
| 繰越収支差額 | | 翌年度繰越収支差額 | | |

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及びその他の
の機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

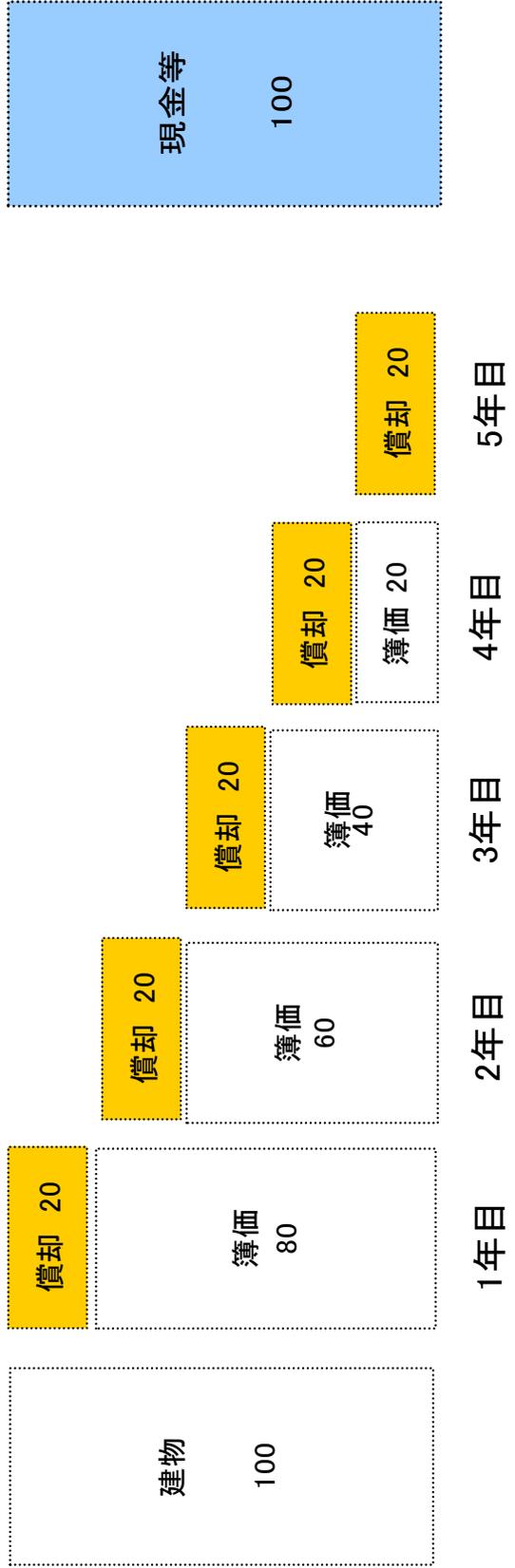
基本金 (第1号基本金) と減価償却

- 固定資産（建物や備品等）は年数の経過により、老朽化によって価値が減少する。資産取得価額を一定の仮定に基づき利用可能期間（耐用年数）にわたって費用として配分する額を「減価償却額」という。（取得価額÷耐用年数）
- 学校法人の減価償却は定額法で行う。

基本金組入れ



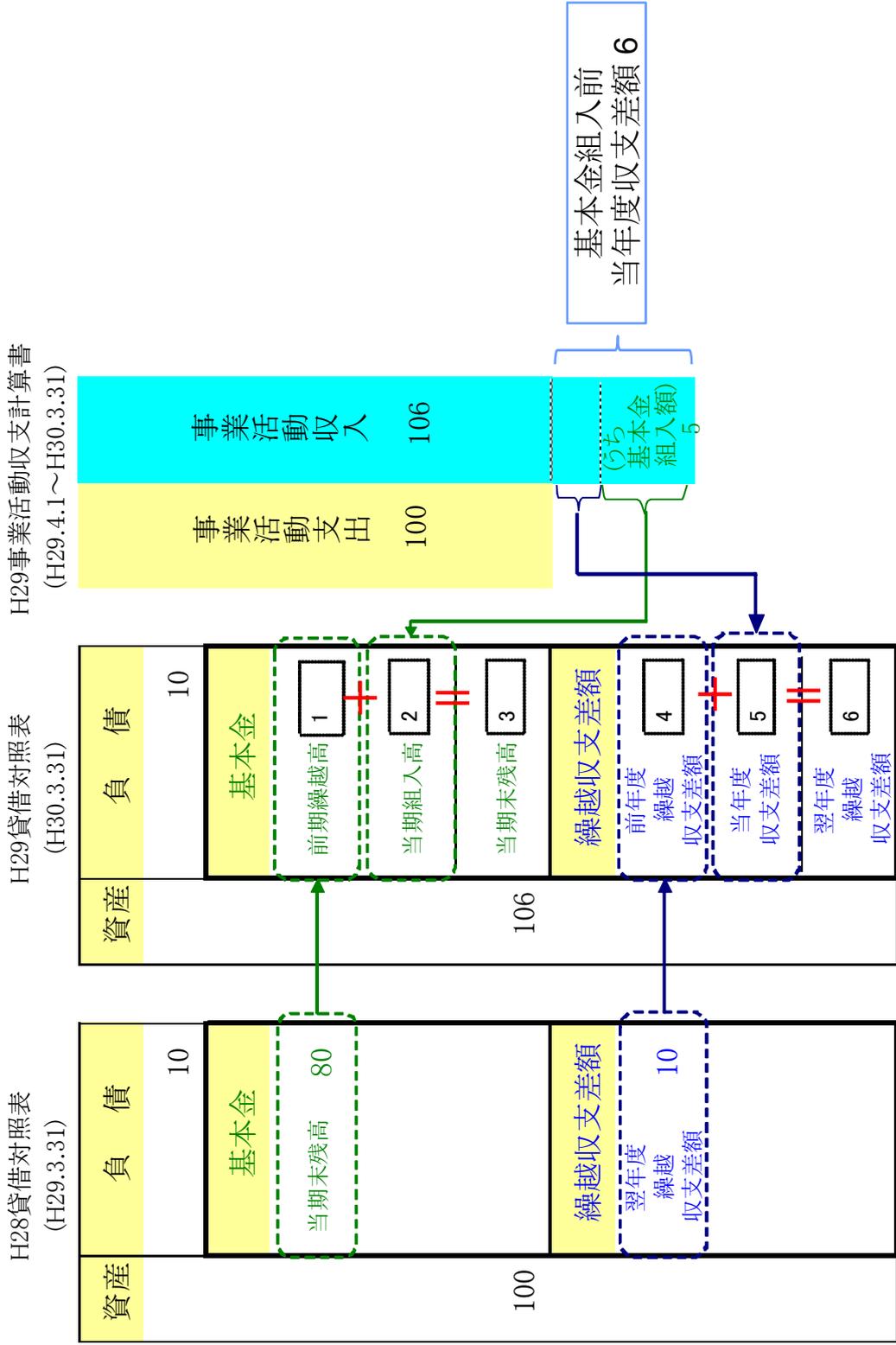
資金の支出を伴わない減価償却額を事業活動支出に計上し、事業活動収支が均衡であれば、再取得に必要な資金（減価償却累計額）を現金等の資産として留保する（再取得資金の留保）



表のつくり

事業活動収支計算書と貸借対照表のつながり①

前年度貸借対照表において翌年度繰越収支差額がプラスの場合

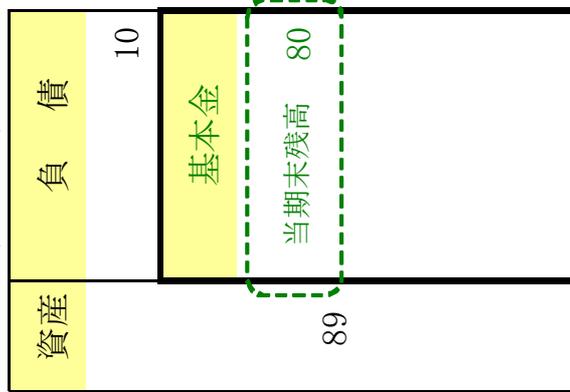


事業活動収計算書と貸借対照表のつながり②

前年度貸借対照表において翌年度繰越収支差額がマイナスの場合

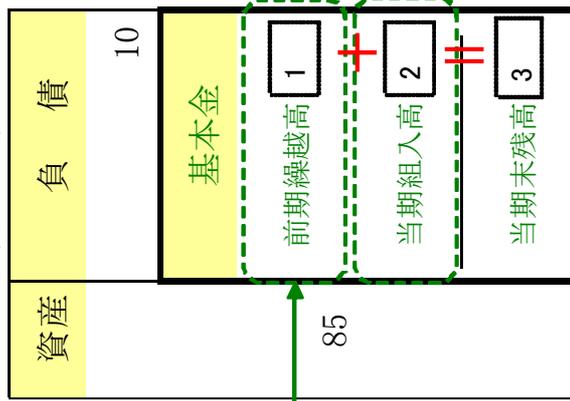
H28貸借対照表
(H29.3.31)

(H29.3.31)



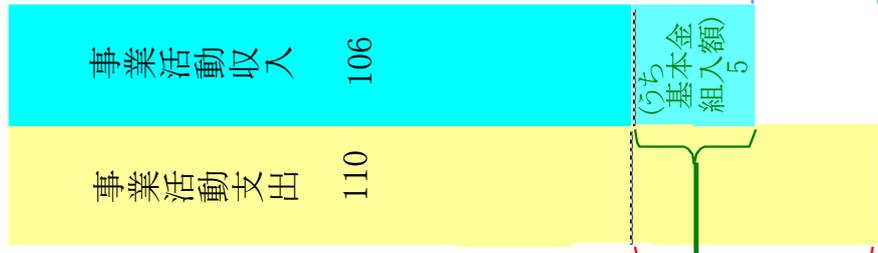
H29貸借対照表
(H30.3.31)

(H30.3.31)



H29事業活動収支計算書
(H29.4.1~H30.3.31)

(H29.4.1~H30.3.31)



基本金組入前
当年度収支差額 ▲4

資金収支計算書と事業活動収支計算書と貸借対照表のつながり

平成29年度資金収支計算書

| 収入の部 | |
|------|-------------|
| ① | 学生生徒等納付金収入 |
| ② | 手数料収入 |
| ③ | 寄付金収入 |
| ④ | 補助金収入 |
| ⑤ | 資産運用収入 |
| ⑥ | 資産売却収入 |
| ⑦ | 付随事業・収益事業収入 |
| ⑧ | 雑収入 |
| ⑨ | 借入金等収入 |
| ⑩ | 前受金収入 |
| ⑪ | その他の収入 |
| ⑫ | 資金収入調整勘定 |
| ⑬ | 期末未収入金 |
| ⑭ | 前期末前受金 |
| ⑮ | 前年度繰越支払資金 |
| ⑯ | 収入の部合計 |
| 60 | |
| 150 | |

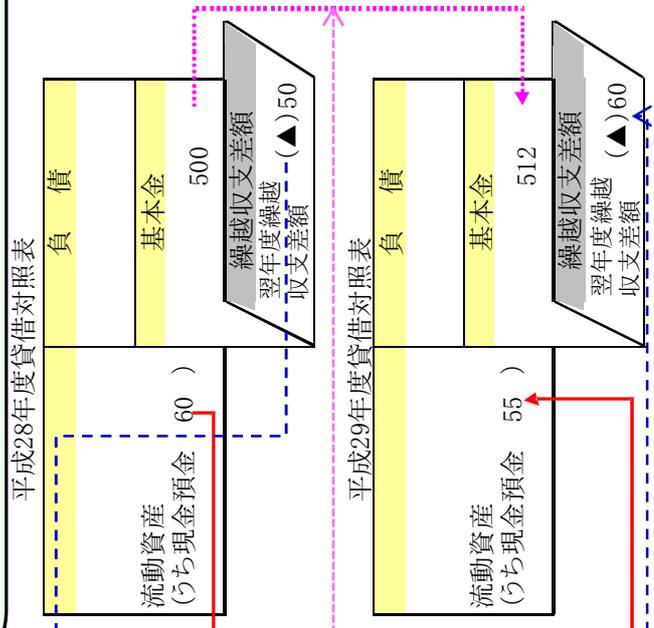
平成29年度事業活動収支計算書

| 事業活動収入 | |
|--------|-----------|
| ① | 教育活動 |
| ② | 学生生徒等納付金 |
| ③ | 手数料 |
| ④ | 寄付金 |
| ⑤ | (うち現物寄付金) |
| ⑥ | 経常費等補助金 |
| ⑦ | 付随事業収入 |
| ⑧ | 雑収入 |
| ⑨ | 教育活動外 |
| ⑩ | 特別収入 |
| ⑪ | 資産売却差額 |
| ⑫ | ： |
| ⑬ | 事業活動収入計 |
| 91 | |
| ⑭ | 前年度繰越収支差額 |
| ⑮ | 収支差額 |
| ⑯ | 収支差額 |
| 50 | |

| 支出の部 | |
|------|-----------|
| ① | 人件費支出 |
| ② | 教育研究経費支出 |
| ③ | 管理経費支出 |
| ④ | 借入金等利息支出 |
| ⑤ | 借入金等返済支出 |
| ⑥ | 施設関係支出 |
| ⑦ | 設備関係支出 |
| ⑧ | 資産運用支出 |
| ⑨ | その他の支出 |
| ⑩ | 資金支出調整勘定 |
| ⑪ | 期末未払金 |
| ⑫ | 前期末前払金 |
| ⑬ | 前年度繰越支払資金 |
| ⑭ | 支出の部合計 |
| 10 | |
| 55 | |
| 150 | |

| 事業活動支出 | |
|--------|----------------|
| ① | 教育活動 |
| ② | 人件費 |
| ③ | (うち退職給与引当金繰入額) |
| ④ | 教育研究経費 |
| ⑤ | (うち減価償却額) |
| ⑥ | 管理経費 |
| ⑦ | (うち減価償却額) |
| ⑧ | 徴収不能額等 |
| ⑨ | 教育活動外 |
| ⑩ | 特別支出 |
| ⑪ | 事業活動支出計 |
| 89 | |
| ⑫ | 基本金組入額 |
| ⑬ | 当年度収支差額 |
| ⑭ | 基本金取崩額 |
| ⑮ | 翌年度繰越収支差額 |
| ⑯ | 収支差額 |
| 60 | |

- 平成29年度に学則等に基づき、学生が納付すべき学納金の総額は78である。そのうち20については新入生の入学金等であり、前年度に入金があった。
- 寄付金の内訳は一般寄付金1、特別寄付金1、現物寄付金1である。
- 今年度の経常費等補助金の交付決定額は9である。そのうち4は来年度入金予定である。
- 有価証券を10で売却した。帳簿価額は9であった。
- 来年度の平成30年度に入学する新入生の学納金15の入金を確認した。
- 今年度人件費として47を支出した(退職金0)。退職給与引当金繰入額は2である。
- 教育研究経費として23を支出した。資産の減価償却額を計算すると10である。
- 管理経費として6を支出した。資産の減価償却額を計算すると1である。
- 3月建物改造工事が完了し引渡しを受けたが、その代金10のうち3は4月に支払う予定である。
- 前年度前払いした備品1が、4月に納品された。その他に備品2を購入した(納品・支払済)。



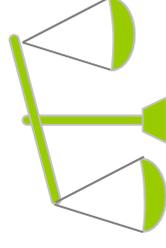
財務3表について まとめ



①資金収支計算書

- 諸活動の全ての収入支出の支払資金の内容
- 支払資金の収入と支出の**てん末**

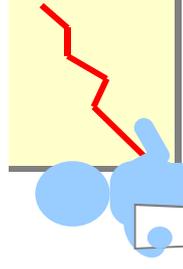
②事業活動収支計算書



- 活動区分ごとの事業活動収入と支出の内容
- 基本金組入後の諸活動に対応する全ての**事業活動収入と支出の均衡の状態**

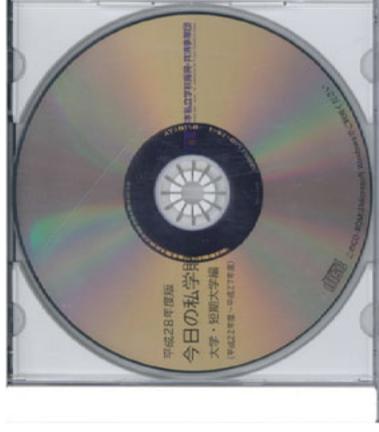
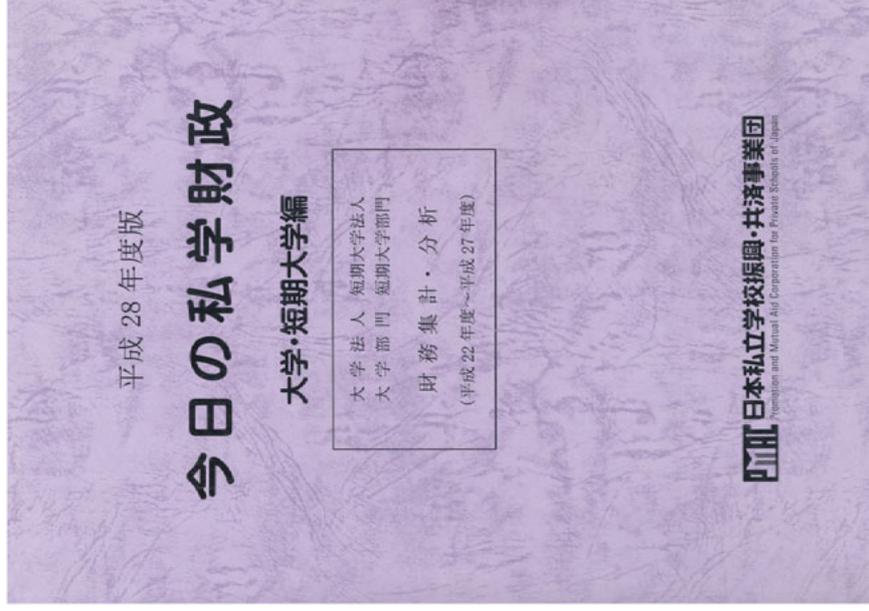
③貸借対照表

- **年度末時点の学校法人の財政状態**



中長期計画と財務状況等の把握 ②

「今日の私学財政」について



「今日の私学財政」では、全国の財務データや比率を掲載。比率の平均は加重平均と単純平均を使用している。

- 加重平均：集計法人等の各勘定科目ごとの合計数を使用して平均値を求めめる。
- 単純平均：各法人等ごとに比率を計算し、それを足して集計法人等数で割った平均値。

短期大学法人の事業活動収支状況（消費収支計算書）

| 区分 | 昭和54年度 | | 平成元年度 | | 10年度 | | 20年度 | | 26年度 | |
|-----------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 金額 | 構成比率 |
| 集計法人数 | | | 244 法人 | | 227 法人 | | 127 法人 | | 112 法人 | |
| 科目 | 億円 | % |
| (収入の部) | | | | | | | | | | |
| 学生等納付金 | 1,595 | 64 | 3,301 | 64 | 2,919 | 67 | 1,130 | 64 | 1,010 | 60 |
| 手数料 | 51 | 2 | 152 | 3 | 79 | 2 | 27 | 2 | 23 | 1 |
| 寄付金 | 89 | 4 | 96 | 2 | 113 | 3 | 30 | 2 | 58 | 3 |
| 補助金 | 537 | 21 | 940 | 18 | 968 | 22 | 425 | 24 | 434 | 26 |
| 資産運用収入 | 80 | 3 | 321 | 6 | 91 | 2 | 38 | 2 | 32 | 2 |
| 事業収入 | 54 | 2 | 102 | 2 | 83 | 2 | 43 | 2 | 53 | 3 |
| その他 | 95 | 4 | 209 | 4 | 132 | 3 | 77 | 4 | 81 | 5 |
| 帰属収入 | 2,502 | 100 | 5,121 | 100 | 4,387 | 100 | 1,770 | 100 | 1,691 | 100 |
| 基本金組入額 | △535 | △21 | △985 | △19 | △665 | △15 | △198 | △11 | △186 | △11 |
| 消費収入 | 1,966 | 79 | 4,136 | 81 | 3,722 | 85 | 1,572 | 89 | 1,505 | 89 |
| (支出の部) | | | | | | | | | | |
| 人件費 | 1,306 | 52 | 2,506 | 49 | 2,602 | 59 | 1,132 | 64 | 975 | 58 |
| 教育研究経費 | 272 | 11 | 755 | 15 | 854 | 19 | 451 | 25 | 434 | 26 |
| (うち減価償却額) | (76) | (3) | (264) | (5) | (337) | (8) | (170) | (10) | (153) | (9) |
| 管理経費 | 159 | 6 | 332 | 6 | 392 | 9 | 174 | 10 | 167 | 10 |
| (うち減価償却額) | (16) | (1) | (34) | (1) | (46) | (1) | (21) | (1) | (19) | (1) |
| 資産処分差額 | 9 | 0 | 13 | 0 | 153 | 3 | 53 | 3 | 36 | 2 |
| その他 | 77 | 3 | 139 | 3 | 56 | 1 | 14 | 1 | 5 | 0 |
| 消費支出 | 1,823 | 73 | 3,745 | 73 | 4,058 | 93 | 1,824 | 103 | 1,617 | 96 |
| 帰属収支差額 | 679 | 27 | 1,376 | 27 | 329 | 7 | △54 | △3 | 74 | 4 |
| 消費収支差額 | 144 | 6 | 391 | 8 | △336 | △8 | △252 | △14 | △112 | △7 |

短期大学法人の事業活動収支状況（事業活動収支計算書）

| 区分 | 27年度 | | 28年度 | | |
|---------------|-----------|------------|---------------|-------|------------|
| | 109法人 | 金額 （億円） | 構成 比率 % | 109法人 | 金額 （億円） |
| 教育活動収支 | 学生生徒等納付金 | 992 | 61 | 1,000 | 56 |
| | 手数料 | 22 | 1 | 23 | 1 |
| | 寄付金 | 24 | 1 | 41 | 2 |
| | 経常費等補助金 | 412 | 25 | 433 | 24 |
| | 付随事業収入 | 49 | 3 | 61 | 3 |
| | 雑収入 | 55 | 3 | 57 | 3 |
| | 教育活動収入計 | 1,554 | 95 | 1,604 | 90 |
| | 人件費 | 958 | 58 | 978 | 55 |
| | 教育研究経費 | 432 | 26 | 439 | 25 |
| | （うち減価償却額） | (149) | (9) | (156) | (9) |
| | 管理経費 | 173 | 11 | 167 | 9 |
| | （うち減価償却額） | (19) | (1) | (19) | (1) |
| | 徴収不能額等 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| | 教育活動支出計 | 1,564 | 95 | 1,586 | 89 |
| 教育活動収支差額 | △10 | △1 | 17 | 1 | |
| 教育活動外収支 | 受取利息・配当金 | 24 | 1 | 22 | 1 |
| | その他 | 3 | 0 | 5 | 0 |
| | 教育活動外収入計 | 28 | 2 | 27 | 2 |
| | 借入金等利息 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | その他 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 教育活動外支出計 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | 教育活動外収支差額 | 23 | 1 | 22 | 1 |
| | 資産売却差額 | 18 | 1 | 8 | 0 |
| | その他 | 39 | 2 | 146 | 8 |
| | 特別収入計 | 57 | 3 | 154 | 9 |
| | 資産処分差額 | 71 | 4 | 67 | 4 |
| | その他 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 特別支出計 | 73 | 4 | 68 | 4 |
| | 特別収支差額 | △16 | △1 | 85 | 5 |
| 基本金組入前当年度収支差額 | △3 | 0 | 124 | 7 | |
| （参考） | 基本金組入額 | △182 | △11 | △279 | △16 |
| | 当年度収支差額 | △185 | △11 | △154 | △9 |
| | 事業活動収入計 | 1,639 | 100 | 1,784 | 100 |
| 事業活動支出計 | 1,642 | 100 | 1,660 | 93 | |

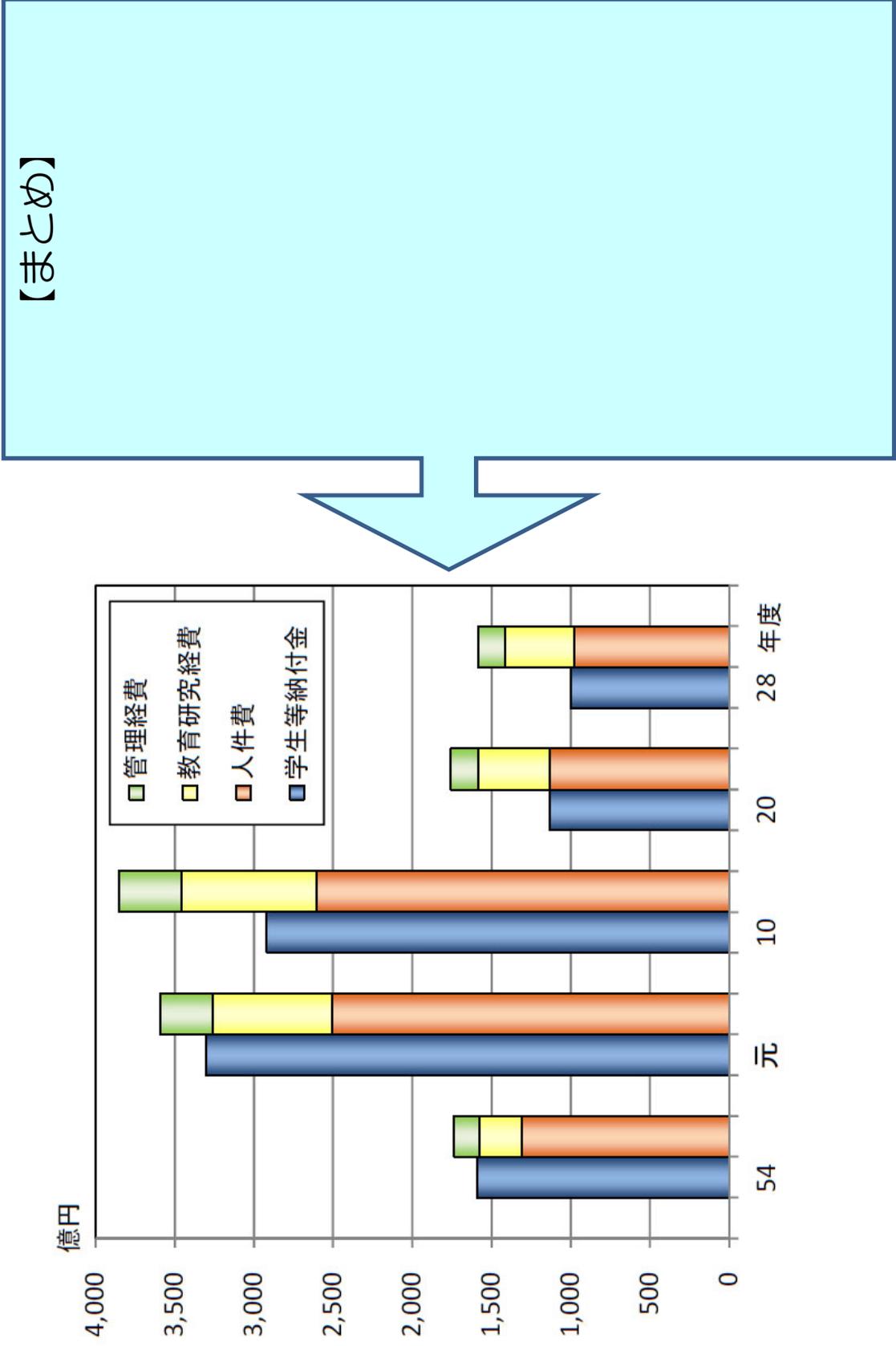
【まとめ】

備考

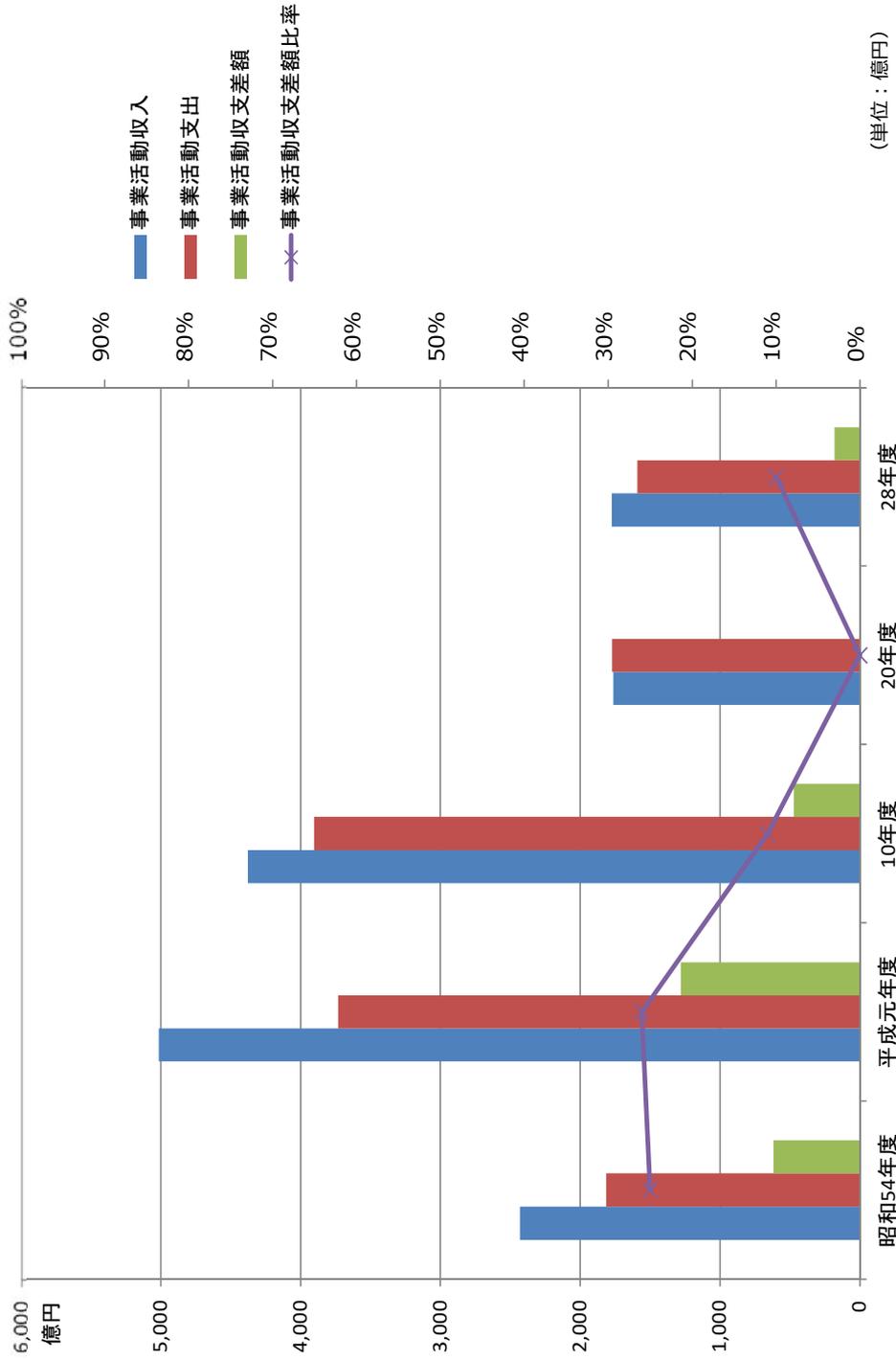
【教育活動収支】
 経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況
 ○寄付金：施設備以外の寄付金
 ○経常費等補助金：施設備補助金以外の補助金
 ○付随事業収入：補助活動、附属事業、受託事業等の収入
 ○雑収入：施設備利用料等

【教育活動外収支】
 経常的な収支のうち、財務活動による収支状況
 ○その他の教育活動収入：収益事業会計からの繰入収入等
 【特別収支】
 随時的な収支
 ○その他の特別収入：施設備寄付金、現物寄付、施設備補助金、過年度修正額等
 ○その他の特別支出：災害損失、過年度修正額等
 【基本金組入前当年度収支差額】
 毎年度の収支バランス（旧：帰属収支差額）
 【当年度収支差額】
 長期の収支バランス（旧：消費収支差額）

短期大学法人の事業活動収支状況（学納金と人件費、経費）



短期大学法人の事業活動収支状況（事業活動収支差額比率）



(単位：億円)

| 区分 | 昭和54年度 | | 平成元年度 | | 平成10年度 | | 平成20年度 | | 平成28年度 | |
|------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 収入 | 支出 | 収入 | 支出 | 収入 | 支出 | 収入 | 支出 | 収入 | 支出 |
| 事業活動収入 | 2,502 | 1,823 | 2,432 | 1,814 | 5,014 | 3,732 | 4,387 | 4,376 | 1,770 | 1,764 |
| 事業活動支出 | 1,823 | 679 | 1,814 | 618 | 3,732 | 1,282 | 4,058 | 3,905 | 1,824 | 1,771 |
| 事業活動収支差額 | 679 | | 618 | | 1,282 | | 329 | 471 | △54 | △7 |
| 事業活動収支差額比率 | 27% | | 25% | | 26% | | 7% | 11% | △3% | 0% |

短期大学法人の財政状態（貸借対照表）

| 区分 | 昭和54年度 | | 平成元年度 | | 10年度 | | 20年度 | | 26年度 | |
|----------------------|--------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|
| | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 |
| 集計法人数 | 244 法人 | | 262 法人 | | 227 法人 | | 127 法人 | | 112 法人 | |
| 科目 | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 |
| (資産の部) | 億円 | % | 億円 | % | 億円 | % | 億円 | % | 億円 | % |
| 固定資産 | 4,975 | 77 | 15,074 | 77 | 17,813 | 80 | 8,319 | 84 | 7,411 | 84 |
| 有形固定資産 | 4,105 | 64 | 11,274 | 58 | 13,435 | 60 | 6,203 | 63 | 5,353 | 61 |
| その他の固定資産 (うち運用資産) | 869 (788) | 13 (12) | 3,800 (3,359) | 19 (17) | 4,378 (3,975) | 20 (18) | 2,117 (1,878) | 22 (19) | 2,058 (1,893) | 23 (21) |
| 流動資産 | 1,480 | 23 | 4,436 | 23 | 4,556 | 20 | 1,526 | 15 | 1,396 | 16 |
| (うち運用資産) | (1,334) | (21) | (4,234) | (22) | (4,301) | (19) | (1,434) | (15) | (1,294) | (15) |
| 資産の部合計 | 6,455 | 100 | 19,510 | 100 | 22,368 | 100 | 9,846 | 100 | 8,807 | 100 |
| (負債・基本金・消費収支差額の部) | | | | | | | | | | |
| 固定負債 | 1,249 | 19 | 2,651 | 14 | 2,069 | 9 | 726 | 7 | 498 | 6 |
| 流動負債 | 992 | 15 | 1,944 | 10 | 1,555 | 7 | 569 | 6 | 487 | 5 |
| 負債の部合計 | 2,241 | 35 | 4,595 | 24 | 3,624 | 16 | 1,295 | 13 | 985 | 11 |
| 基本金 | 4,019 | 62 | 13,015 | 67 | 17,314 | 77 | 9,552 | 97 | 9,160 | 104 |
| 第1号基本金 | 4,007 | 62 | 11,739 | 60 | 15,854 | 71 | 8,980 | 91 | 8,579 | 97 |
| 特定基本金 | 12 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第2号基本金 | - | - | 940 | 5 | 1,049 | 5 | 289 | 3 | 229 | 3 |
| 第3号基本金 | - | - | 64 | 0 | 122 | 1 | 134 | 1 | 218 | 2 |
| 第4号基本金 | - | - | 273 | 1 | 288 | 1 | 149 | 2 | 134 | 2 |
| 消費収支差額 | 195 | 3 | 1,900 | 10 | 1,430 | 6 | △1,001 | △10 | △1,338 | △15 |
| 負債・基本金・消費収支差額の部合計 | 6,455 | 100 | 19,510 | 100 | 22,368 | 100 | 9,846 | 100 | 8,807 | 100 |

短期大学法人の財政状態（貸借対照表）

| 区分 | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
|----------------|---------|------|---------|------|
| | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 |
| 集計法人数 | 109 法人 | | | |
| 科目 | 金額 | % | 金額 | % |
| (資産の部) | 億円 | | 億円 | |
| 固定資産 | 7,293 | 84 | 7,461 | 84 |
| 有形固定資産 | 5,243 | 60 | 5,338 | 60 |
| 特定資産 | 1,598 | 18 | 1,688 | 19 |
| （うち減価償却引当特定資産） | (617) | (7) | (756) | (9) |
| その他の固定資産 | 452 | 5 | 435 | 5 |
| （うち有価証券） | (323) | (4) | (301) | (3) |
| 流動資産 | 1,376 | 16 | 1,406 | 16 |
| （うち現金預金） | (1,231) | (14) | (1,264) | (14) |
| （うち有価証券） | (44) | (1) | (36) | (0) |
| 資産の部合計 | 8,669 | 100 | 8,867 | 100 |
| (負債及び純資産の部) | | | | |
| 固定負債 | 531 | 6 | 570 | 6 |
| 流動負債 | 456 | 5 | 471 | 5 |
| 負債の部合計 | 987 | 11 | 1,041 | 12 |
| (純資産の部) | | | | |
| 基本金 | 8,977 | 104 | 9,186 | 104 |
| 第1号基本金 | 8,380 | 97 | 8,595 | 97 |
| 第2号基本金 | 239 | 3 | 239 | 3 |
| 第3号基本金 | 229 | 3 | 240 | 3 |
| 第4号基本金 | 129 | 1 | 112 | 1 |
| 繰越収支差額 | △1,296 | △15 | △1,359 | △15 |
| 純資産の部合計 | 7,682 | 89 | 7,827 | 88 |
| 負債及び純資産の部合計 | 8,669 | 100 | 8,867 | 100 |

【まとめ】

備考

【固定資産】

貸借対照表日後1年を超えて使用される資産

○有形固定資産：土地、建物、教育研究用機器備品等

○特定資産：使途が特定された預金等

※運用資産

特定資産 + 有価証券（固定資産）

+ 有価証券（流動資産） + 現金預金

【固定負債】

返済期限が、貸借対照表日後1年を超えて到来する

負債

【基本金】

第1号基本金：学校法人が設立当初に取得した固定資

産又は規模拡大のために取得した固定

資産のうち教育の用に供されるもの

価額

第2号基本金：学校法人が将来取得する固定資産の取

得に充てる資産の額

第3号基本金：基金として継続的に保持し、運用する

資産の額

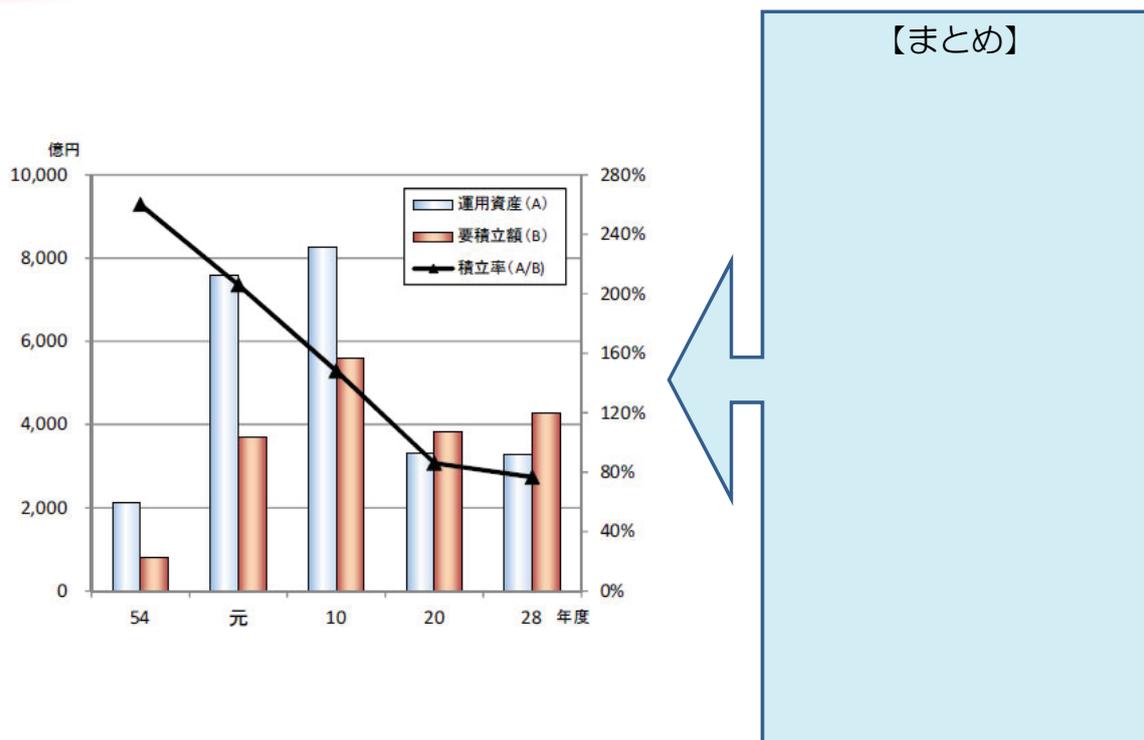
第4号基本金：恒常的に保持すべき基金

短期大学法人の財政状態（運用資産と要積立額）

| 区 分 | 昭和 54 年度 | | 平成元年度 | | 10 年度 | | 20 年度 | | 28 年度 | |
|----------|----------|----------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|-------|----------|
| | 金額 | 構成 比率 | 金額 | 構成 比率 | 金額 | 構成 比率 | 金額 | 構成 比率 | 金額 | 構成 比率 |
| | 億円 | % | 億円 | % | 億円 | % | 億円 | % | 億円 | % |
| 有価証券（固定） | 95 | 4 | 487 | 6 | 658 | 8 | 407 | 12 | 301 | 9 |
| 特定資産 | 693 | 33 | 2,872 | 38 | 3,317 | 40 | 1,471 | 44 | 1,688 | 51 |
| 現金預金 | 1,219 | 57 | 3,814 | 50 | 3,905 | 47 | 1,351 | 41 | 1,264 | 38 |
| 有価証券（流動） | 115 | 5 | 420 | 6 | 396 | 5 | 83 | 3 | 36 | 1 |
| 運用資産（A） | 2,122 | 100 | 7,593 | 100 | 8,276 | 100 | 3,312 | 100 | 3,289 | 100 |
| 退職給与引当金 | 241 | 30 | 528 | 14 | 603 | 11 | 259 | 7 | 211 | 5 |
| 第2号基本金 | - | - | 940 | 25 | 1,049 | 19 | 289 | 8 | 239 | 6 |
| 第3号基本金 | - | - | 64 | 2 | 122 | 2 | 134 | 3 | 240 | 6 |
| 特定基本金 | 12 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 減価償却累計額 | 561 | 69 | 2,157 | 58 | 3,816 | 68 | 3,156 | 82 | 3,603 | 84 |
| 要積立額（B） | 815 | 100 | 3,689 | 100 | 5,590 | 100 | 3,838 | 100 | 4,293 | 100 |
| 不足額（B-A） | △1,307 | - | △3,904 | - | △2,686 | - | 526 | - | 1,004 | - |
| 積立率（A/B） | 260% | - | 206% | - | 148% | - | 86% | - | 77% | - |

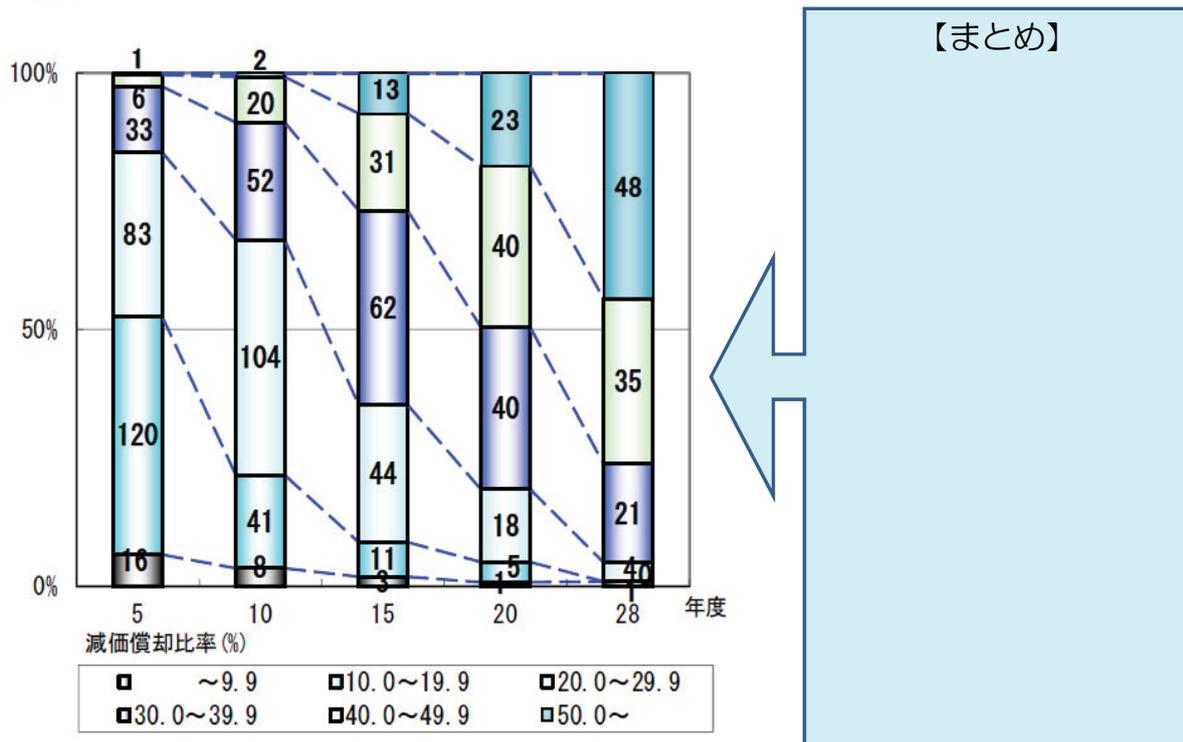
89

短期大学法人の財政状態（運用資産と要積立額）



90

短期大学法人の財政状態（減価償却比率の分布）



91

(参考) 消費税の影響 その1

負担と納付の流れ(税率8%~国6.3%+地方1.7%~の場合) 単位:円

| 製造業者 (A) | 卸売業者 (B) | 小売業者 (C) | 消費者 |
|--|------------|-------------|---------------------|
| 売上げ 50,000 | 売上げ 70,000 | 売上げ 100,000 | 商品購入 100,000 |
| 消費税① 4,000 | 消費税② 5,600 | 消費税③ 8,000 | 消費税 8,000 |
| | 仕入れ 50,000 | 仕入れ 70,000 | |
| | 消費税① 4,000 | 消費税② 5,600 | |
| 納付額: A | 納付額: B | 納付額: C | 納付合計額 と一致する! |
| $\text{①} = 4,000 + \text{②} - \text{①} = 1,600 + \text{③} - \text{②} = 2,400 = 8,000$ | | | 各事業者が納付した 消費税合計額 |
| 申告・納付 | 申告・納付 | 申告・納付 | [A + B + Cの合計] |

92

(参考) 消費税の影響 その2

消費税区分（学校法人での主な対象項目）

【収 入】

- ① 課税収入：所有施設等の利用料、入学案内書等の販売収入。
（勘定科目…医療収入、施設設備利用料、受託事業収入他。）
- ② 非課税収入：学生の納付金、試験料、証明手数料等、また大学病院などの医療費等は課税対象とすることになじまない、**社会政策的配慮**などから課税対象とすることが**適当ではない**とする収入。
（勘定科目…学納金、医療収入、入学検定料、受取利息他。）
- ③ 特定収入：寄付金、補助金等の**対価性のない取引**による収入。
 - ・ 使途特定収入：使途が特定されている収入。
 - ・ 使途不特定収入：使途が特定されていない収入。注) **対価性のない取引**とは、「**対価（反対給付）が発生しない**」取引をいう。
（勘定科目…寄付金、補助金、配当金他。）
- ④ 上記以外の収入：「消費税法」の対象とならない収入。
（勘定科目…借入金、前受金、退職金財団交付金他。）

注) 同一勘定科目の中に「課税」・「非課税」等の取引が混在している場合あり

93

(参考) 消費税の影響 その3

消費税区分（学校法人での主な対象項目）

【支 出】

- ① 課税支出：什器、消耗品等の購入、電気・水道、交通機関等のサービスの提供等による支出。
（勘定科目…消耗品費、光熱水費、旅費交通費他。）
- ② 非課税支出：学生、職員借上寮等の家賃等は課税対象とすることになじまない、**社会政策的配慮**などから課税対象とすることが**適当でない**支出。
（勘定科目…賃借料（住宅の貸付等）、保険料他。）
- ③ 不課税支出：教職員の給与、退職金等の「消費税法」の対象とならない支出。
（勘定科目…人件費（通勤手当除く）、諸会費（原則）他。）
- ④ 特定課税支出：電子書籍、音楽、ネット広告等の配信による支出。
（勘定科目…賃借料他。）

94

(参考) 消費税の影響 その4

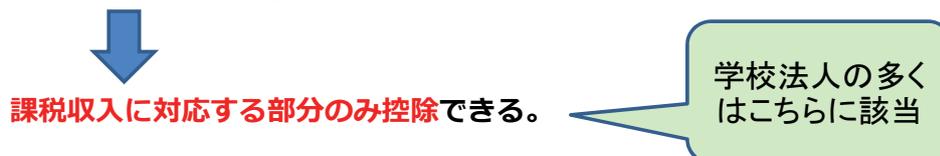
仕入(支出) 控除税額の計算(調整)

課税期間(4月~3月…決算期間)の課税支出に係る消費税額の全額を控除することができるかどうかは、下記のいずれかの計算によって異なる。

- ① 課税期間中の課税収入が5億円以下、かつ、課税収入割合(※)が95%以上の場合



- ② 課税期間中の課税収入が5億円超又は課税収入割合が95%未満の場合



(※) 課税収入割合 : $\frac{\text{課税収入(消費税除く)}}{\text{課税収入(消費税除く)} + \text{非課税収入}}$

95

(参考) 消費税の影響 その5

◎ 国の消費税(6.3%)の計算(一般事業主の場合)

≪税込処理をしている場合≫

$(\text{課税売上} \times 6.3 / 108) - (\text{課税仕入} \times 6.3 / 108) = \text{消費税納付額}$

【計算式 ア 納付が生じるケース】

$$\begin{aligned} & \text{○ 課税売上 } 10,800\text{円} && \text{○ 課税仕入 } 8,640\text{円} \\ & [10,800\text{円} \times 6.3 / 108] - [8,640\text{円} \times 6.3 / 108] \\ & = [630\text{円}] - [504\text{円}] \\ & = +126\text{円 (納付)} \end{aligned}$$

【計算式 イ 還付が生じるケース】

$$\begin{aligned} & \text{○ 課税売上 } 8,640\text{円} && \text{○ 課税仕入 } 10,800\text{円} \\ & [8,640\text{円} \times 6.3 / 108] - [10,800\text{円} \times 6.3 / 108] \\ & = [504\text{円}] - [630\text{円}] \\ & = -126\text{円 (還付)} \end{aligned}$$

96

(参考) 消費税の影響 その6

◎ 国の消費税（6.3%）の計算(さる医科大学で仮に全額控除できた場合)

$$\underline{(\text{課税収入} \times 6.3 / 108) - (\text{課税支出} \times 6.3 / 108)} = \text{消費税納付額}$$

単位：億円

| | | | |
|--------------|-------|----------|-------|
| 1. 課税収入 | 25.5 | 1. 課税支出 | 244.2 |
| 2. 非課税収入 | 442.3 | 2. 非課税支出 | 6.4 |
| 3. 使途特定収入 | 4.7 | 3. 不課税支出 | 229.0 |
| 4. 使途不特定収入 | 11.5 | | |
| 5. 特定収入以外の収入 | 34.1 | | |

$$\begin{aligned} \text{【計算式 1】} & (25.5 \times 6.3 / 108) - (244.2 \times 6.3 / 108) \\ & = (1.5) - (14.3) \\ & = -12.8 \text{ 億円 (還付)} \end{aligned}$$

◎ 地方消費税（1.7%）の計算

$$\text{国の消費税} \quad -12.8 \text{ 億円 (還付)} \times 17 / 63 = -3.5 \text{ 億円 (還付)}$$

 仮に課税支出に係る消費税額の全額を控除できたとすると、還付が発生する

97

(参考) 消費税の影響 その7

◎ 国の消費税（6.3%）の計算(さる医科大学で実際の場合)

$$\underline{(\text{課税収入} \times 6.3 / 108) - (\text{課税支出} \times 6.3 / 108)} = \text{消費税納付額}$$

単位：億円

| | | | |
|--------------|-------|----------|-------|
| 1. 課税収入 | 25.5 | 1. 課税支出 | 244.2 |
| 2. 非課税収入 | 442.3 | 2. 非課税支出 | 6.4 |
| 3. 使途特定収入 | 4.7 | 3. 不課税支出 | 229.0 |
| 4. 使途不特定収入 | 11.5 | | |
| 5. 特定収入以外の収入 | 34.1 | | |

☆ 課税収入割合 5.45% …課税収入割合が95%未満

【計算式 2】

$$\begin{aligned} & (25.5 \times 6.3 / 108) - \{ (244.2 \times 6.3 / 108) \times 5.45\% \} \\ & = (1.5) - (0.8) = +0.7 \text{ 億円 (納付)} \end{aligned}$$

◎ 地方消費税（1.7%）の計算

$$\text{国の消費税} \quad +0.7 \text{ 億円 (納付)} \times 17 / 63 = +0.2 \text{ 億円 (納付)}$$

 実際は課税収入割合が95%未満のため、課税収入に対応する部分しか控除できないので、納付が発生する

98

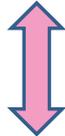
(参考) 消費税の影響 その8

◎ 消費税率8% (国6.3%+地方1.7%) での計算(さる医科大学の場合)

☆ 課税収入割合 **5.45%**

【申告・納付額】 **0.9億円**

◎ 国の消費税 **0.7億円** + 地方消費税 **0.2億円** = **0.9億円**



【実質負担額】 **17.2億円 !!**

◎ 国の消費税 **12.8億円 (還付)** + **0.7億円 (納付)** = **13.5億円**

◎ 地方消費税 **3.5億円 (還付)** + **0.2億円 (納付)** = **3.7億円**

平成31(2019)年10月に税率10%へ引き上げ予定

